

令和3年（2021年）3月12日（金曜日）

第 7 号

令和3年第1回北海道議会定例会会議録

第7号

令和3年（2021年）3月12日（金曜日）

議事日程 第7号

3月12日午前10時開議

日程第1、議案第1号ないし第43号及び第47号ないし第62号
(質疑並びに一般質問)

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1
 1. 予算特別委員会の設置
 1. 議案の予算特別委員会付託
 1. 予算特別委員の選任
 1. 議案の少子・高齢社会対策特別委員会及び人口減少問題・地方分権改革等調査特別委員会付託
 1. 議案の常任委員会付託

出席議員 (98人)

議長 100番 村田 憲 俊 君
 副議長 77番 高橋 亨 君
 1番 寺島 信 寿 君
 2番 笠木 薫 君
 3番 木葉 淳 君
 4番 小泉 真 志 君
 5番 鈴木 一 磨 君
 6番 武田 浩 光 君
 7番 植村 真 美 君
 8番 佐々木 大 介 君
 9番 滝口 直 人 君
 10番 檜垣 尚 子 君

11番 星 克 明 君
 12番 宮下 准 一 君
 13番 村田 光 成 君
 14番 渡邊 靖 司 君
 15番 浅野 貴 博 君
 16番 安住 太 伸 君
 17番 内田 尊 之 君
 18番 大越 農 子 君
 19番 淵上 綾 子 君
 20番 松本 将 門 君
 21番 壬生 勝 則 君
 22番 山根 理 広 君
 23番 阿知良 寛 美 君
 24番 田中英 樹 君
 25番 菊地 葉 子 君
 26番 宮川 潤 君
 27番 中野渡 志 穂 君
 28番 荒当 聖 吾 君
 29番 白川 祥 二 君
 30番 新沼 透 君
 31番 池端 英 昭 君
 32番 小岩 均 君
 33番 菅原 和 忠 君
 34番 中川 浩 利 君
 35番 畠山 みのり 君
 36番 藤川 雅 司 君
 37番 太田 憲 之 君
 38番 加藤 貴 弘 君
 39番 桐木 茂 雄 君
 40番 久保秋 雄 太 君
 41番 佐藤 禎 洋 君

42番	清水拓也君	78番	三津丈夫君
43番	千葉英也君	79番	平出陽子君
44番	道見泰憲君	80番	富原亮君
45番	船橋賢二君	81番	八田盛茂君
46番	丸岩浩二君	82番	松浦宗信君
47番	梅尾要一君	83番	東国幹君
48番	笠井龍司君	84番	小畑保則君
49番	中野秀敏君	85番	角谷隆司君
50番	花崎勝君	86番	千葉英守君
51番	三好雅君	87番	中司哲雄君
52番	村木中君	88番	藤沢澄雄君
53番	吉川隆雅君	89番	吉田正人君
54番	吉田祐樹君	90番	遠藤連君
55番	佐々木俊雄君	91番	大谷亨君
56番	田中芳憲君	92番	喜多龍一君
57番	沖田清志君	93番	竹内英順君
58番	笹田浩君	95番	伊藤条一君
59番	松山丈史君	97番	神戸典臣君
60番	市橋修治君	98番	高橋文明君
61番	稲村久男君	99番	和田敬友君
62番	梶谷大志君	欠席議員（2人）	
63番	北口雄幸君	94番	本間勲君
64番	広田まゆみ君	96番	川尻秀之君
65番	赤根広介君	<hr/>	
66番	佐藤伸弥君	出席説明員	
67番	中山智康君	知事	鈴木直道君
68番	安藤邦夫君	副知事	浦本元人君
69番	志賀谷隆君	同	土屋俊亮君
70番	真下紀子君	同	中野祐介君
71番	森成之君	公営企業管理者	佐々木誠也君
72番	大河昭彦君	病院事業管理者	鈴木信寛君
73番	金岩武吉君	総務部長 兼北方領土対策 本部長	平野正明君
74番	池本柳次君		
75番	滝口信喜君		
76番	須田靖子君	総務部危機管理監	野村聡君

総合政策部長	倉本博史君	学校教育監	赤間幸人君
総合政策部 地域振興監	佐々木徹君	総務課長	阿部正幸君
総合政策部 交通企画監	柏木文彦君	選挙管理委員会 事務局長	叶野公司君
環境生活部長	築地原康志君	人事委員会 事務局長	青木誠雄君
環境生活部 アイヌ政策監	長橋聡君	警察本部長	小島裕史君
環境生活部 東京オリンピック 連携推進監	阪正寛君	総務部長	原口淳君
保健福祉部長	三瓶徹君	刑事部長	青山真一君
保健福祉部 少子高齢化対策監	京谷栄一君	総務部参事官 兼総務課長	野手敏光君
経済部長	山岡庸邦君	労働委員会 事務局長	森弘樹君
経済部観光振興監	大内隆寛君	代表監査委員	深瀬聡君
経済部食産業振興監	谷岡俊則君	監査委員事務局長	加藤浩君
農政部長	小田原輝和君	収用委員会 事務局長	工藤一浩君
農政部 食の安全推進監	宮田大君	議会事務局職員出席者	
水産林務部長	佐藤卓也君	事務局長	近藤晃司君
建設部長	小林敏克君	議事課長	檜山博哉君
建設部建築企画監	長浜光弘君	議事課長補佐	本間治君
会計管理者 兼出納局長	三井真君	議事係長	小倉拓也君
企業局長	本間俊明君	議事課主任	古賀勝明君
道立病院部長	栗井是臣君	議事課主事	中江良太君
財政局長	古岡昇君		
財政課長	羽田翔君		
教育委員会教育長	小玉俊宏君		
教育部長 兼教育職員監	志田篤俊君		

午前10時1分開議

○議長村田憲俊君 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔樫山議事課長朗読〕

1. 本日の会議録署名議員は、

千葉英也 議員
道見泰憲 議員
船橋賢二 議員

であります。

1. 日程第1、議案第1号ないし第43号及び第47号ないし第62号

（質疑並びに一般質問）

○議長村田憲俊君 日程第1、議案第1号ないし第43号及び第47号ないし第62号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

清水拓也君。

○42番清水拓也君（登壇・拍手）（発言する者あり）おはようございます。

通告に従い、順次質問いたします。

初めに、道庁における新型コロナウイルス対策について伺います。

道では、これまで、道庁内で感染症が広がることのないよう、感染リスクを回避するための取組を促し、各職場でも、手洗いや消毒、マスク着用といった基本的な感染症対策に努めてきたと思いますが、昨年末から年明けにかけて、道庁内の一部で集団感染事例が発生いたしました。

この集団感染では、同一職場で複数人の感染者が発生したことから、感染の可能性のある職員も含め、同一職場内の全ての職員を対象に検査を実施した結果、無症状の感染者を含む計11人の感染が確認されました。

さらに、検査範囲をフロア中心に拡大したところ、複数の課で、経路不明の感染者が2名、確認をされました。

感染対策の重要な役割を担っている道庁内で大規模な集団感染が発生してしまえば、道政全体が機能不全に陥り、道民生活に甚大な影響が及ぶことが考えられます。

今後、感染症例が確認された場合には、集団感染に発展することがないよう、濃厚接触のいかんを問わず、幅広く検査を実施し、大規模な集団感染の芽を徹底的に摘む必要があると考えます。

知事は、このたびの集団感染事案の発生をどのように認識し、今後、道において、人事異動など、人の移動による感染拡大を効果的に防止するためにどう取り組む考えなのか、集団感染防止策も含め、伺います。

今後、さらなる感染症対策を庁内で徹底したとしても、大規模な集団感染が発生しないとは言いきれず、むしろ、そうした事態が生じることを想定した対応策をあらかじめ準備しておく必要があると考えます。

道は、新型インフルエンザの発生を受け、平成21年に、大規模な感染症が道庁内でも広がるこ

とを想定した業務継続計画を策定していますが、このたびの新型コロナウイルスの場合、無症状の感染者がウイルスを拡散させるなど、従来の感染症と異なる特徴があることを踏まえると、広範な検査を実施し、無症状感染者を早期に発見し、道庁内で大規模な集団感染を起こさせない対策も必要になってくると考えます。

加えて、当時と比べると、テレワークやリモート会議など、職場に出勤しなくても業務を継続できる方策も充実してきております。そうした点も計画に反映させる必要があると考えます。

道は、現在の業務継続計画の見直しの必要性についてどのように考えているのか、また、今後どのように対応する考えか、伺います。

次に、どうみん割について伺います。

先日の補正予算先議の答弁で、どうみん割について、集中対策期間終了後に、同居者限定とするなど、さらなる感染防止対策に取り組むことを前提に、慎重に検討してまいるとのことでした。その後、2月28日には札幌市内の飲食店への時短要請が終了し、3月7日には集中対策期間が終了しています。

しかし一方、一昨日、道内で変異株が初めて確認されるなど、今もなお新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況が続いていますが、一部の地域では感染が一定程度抑え込まれているなど、地域によって異なった状況も見られます。

感染拡大と対策の長期化に伴い、危機的な状況に直面している道内の観光関連事業者にとっては、どうみん割事業の再開に対する期待は大きなものがあり、我が会派にもその期待が寄せられております。

2月から予定していたどうみん割の再開時期などについて、知事はどのように考えているのか、伺います。

次に、中小企業者等の資金繰り支援について伺います。

道は、新型コロナウイルス感染症対応資金について、保証申込み期限を今年度末までに延長するとともに、2月8日からは融資限度額を8000万円に引き上げました。

この資金の融資実績は2月末で9800億円に上っており、新型コロナウイルス感染症の拡大により、道内経済に大きな影響が及んでいる中、中小企業者の方々にとっては、当面の厳しい経営状況を乗り切るための命綱として大きな役割を果たしていると考えます。

私は、今定例会の冒頭の質疑において、中小企業をめぐる資金繰りの現状に対する認識と、今後の支援の考え方について質問したところ、日本政策金融公庫が実施する資本金劣後ローンと協調し、幅広く中小企業の皆様が利用できる制度を新たに創設し、事業活動の維持継続に取り組んでいくとの答弁がありました。

この資本金劣後ローンは、J-Startupプログラムの選定者や中小企業再生支援協議会の関与のもとで事業再生を行う中小企業者の方々などが対象となりますが、それ以外にも、民間金融機関等による支援体制が構築されている中小企業者の方々も対象となるため、こうした方々の支援のため、このたびの制度創設を行ったものと思います。

私は、こうした中長期的な視点に立った事業再生や成長に向けた取組が大切であると考えますが、現下の厳しい資金繰りを何とかする、今この瞬間において必要な資金を調達するための融資も、まだ中小企業の皆様は必要としているものと考えます。

こうした観点から、道内の中小企業者等の喫緊の資金繰りの支援に向けた取組が引き続き必要と考えますが、道はどのように対応していく考えか、見解を伺います。

次に、損失補償金についてであります。道は、新型コロナウイルス感染症対応資金について、限度額を100億円とする損失補償契約を北海道信用保証協会との間で締結しております。

感染症による影響が長期化し、貸倒れリスクが高まる中、代位弁済の発生に伴う損失補償金の増加が懸念されますが、現時点において、損失補償金には、国による財源措置がなく、加えて、地方創生臨時交付金の充当も制度的にできません。

中小企業にとって命綱と言える融資制度であるがゆえに、スピード感が最優先されたところであり、国も、政府系の金融機関では対応し切れない現状に鑑みて、地方自治体の制度融資を活用した国準拠の対応を求めざるを得なかったものと考えます。

こうした経緯を踏まえると、私は、少なくとも、国準拠の融資については、損失補償も含めて、国の責任においてしっかりと財源措置がなされるべきであると考えます。

道は、今後の新型コロナウイルス感染症対応資金に係る損失補償金について、どのように見込み、どう対応していく考えか、伺います。

次に、学校における新型コロナウイルス感染症対策についても伺います。

初めに、学校の行動基準についてお聞きしますが、道では、3月7日をもって集中対策期間を終了するとともに、当面の目標としては警戒ステージ2以下を目指すわけですが、学校の行動基準については、国の衛生管理マニュアルが定められており、レベル1からレベル3までの3段階となっております。

道の警戒ステージが3から2に移行した場合、学校の行動基準はどのようになるのか、伺います。

各学校では、これから、卒業式や入学式など、節目の行事があるほか、新・転入学に伴う往来が活発化することが予想されます。

4月からの新学期に向けて、児童生徒の感染症対策に関し、道教委としてどのように取り組む考えか、伺います。

今年度は、高体連や中体連などの競技が中止になるなど、子どもたちはとてもつらく悲しい思いをいたしました。来年度は、いつもどおり新学期が始まり、高体連や中体連などの競技が予定どおり開催されることを願いますが、道教委が把握している高体連や中体連などの今後の大会開催の見通しや、道教委としての部活動における感染症対策について伺います。

次に、グリーンボンドについて伺います。

グリーンボンドは、環境改善効果をもたらすことを目的としたプロジェクトに要する資金を調達するために発行される債券であります。近年、アメリカ、中国、フランスなどを中心に発行

額が増加しており、我が国においても、住宅金融支援機構などの政府系機関や民間企業を中心として、発行額が大幅に伸びてきております。

また、自治体においても、2017年より、東京都がグリーンボンドの発行を始めており、2020年には、長野県、神奈川県も発行体として加わっております。

しかしながら、自治体におけるグリーンボンドの発行は、外部評価機関によるレビューなどや調達資金の管理に要するコストに見合った実質的なメリットが少ないなど、様々な課題もあり、投資家などへのアピールのためだけに、少なくはない手間とコストをかけることが合理的だとは思えない側面もあります。

現状において、道がグリーンボンドを発行しようとする場合、どのような課題があると考えているのか、認識を伺うとともに、今後どう対応しようと考えているのか、見解を伺います。

次に、雪害対策について伺います。

今シーズンは、全国的にも、大雪や暴風雪により、高速や国道での車両の立ち往生、交通障害が発生するなど、人的・物的被害が発生しているほか、住民生活に大きな影響を与える気象状況となっております。

道警の発表によりますと、昨年11月から今年2月末までに発生した雪下し中の転落事故などが143件に上り、前年同期比で約7倍の発生件数であるとの報道もありました。

こうした痛ましい事故を防ぎ、道民の生命を守る姿勢が求められるわけですが、除雪中の事故の発生を防ぐための道の取組について伺います。

次に、道路の除雪についてもお聞きしますが、重機による除雪に加え、車道や歩道の安全確保のため、ロードヒーティングの設置や凍結防止剤の散布も行われております。

お聞きすると、道では、凍結防止剤の種類について、ほかの道路管理者と同様、塩化ナトリウムなどの塩化物系の製品を主力にしているとのことでありました。

しかしながら、塩化物系は、乗用車やトラック、バスなどの車両のさびや腐食が進む原因ともされ、バス会社の整備の方にお聞きいたしますと、客観的なデータはないものの、車齢が短くなると嘆いておられました。

さらに、アメリカでは、道路際の植物などへの影響も懸念されるとのレポートも出されております。

こうした課題は、雪害と言える状況であり、新技術などで解決できるものがあるのではないかと考えます。

道として、国などに対し、凍結防止剤の新技術の開発を促進するよう働きかけていくべきと考えますが、道の認識、対応を伺います。

次に、大規模住宅団地の再生について伺います。

高度成長期に開発された大規模な団地では、時の経過とともに、子どもは巣立ち、他に住居を求め、親世代は高齢化し、居住人口が減少するとともに、団地に隣接するスーパーや飲食店は相次ぎ撤退し、地域の利便性やコミュニティーの低下を招き、さらに空き家が増えるという負のス

パイラルが続いてきました。

しかし、このスパイラルを突き破る例が近年見られるようになったと感じます。

大きなところで言いますと、兵庫県の明舞団地、大阪府の泉北ニュータウンなどで、産学官連携のもと、団地の再生が行われ、若い世代の転入者が増加するなど、人口減少や高齢化の緩和、地域コミュニティの再構築のほか、空き家のリノベーションや代替利用などにより、まちの魅力が向上してきております。

地方都市に目を向けますと、私の地元・帯広でも、1960年代に整備した郊外の住宅団地がオールドタウンから脱し、今や、土地を購入したくとも空きがないほどの盛況を見せております。

市内で唯一、小中一貫の義務教育学校が運営されることから、その教育環境を目当てに移動される方が多いのに加え、スーパーや飲食店がなくとも、今や、食料品はスーパーから宅配され、または、レストランからもデリバリーされる時代となりましたので、過去の不便さが解消されたことも大きいのではないかと考えます。

道内の大規模な住宅団地には、道営住宅が立地している場合が多く、再整備の際には、単純な建て替えではなく、まちの魅力を高めるような整備が重要だと考えますが、所見を伺います。

最後に、ICT教育の推進について伺います。

いよいよ、1人1台端末が整備され、次年度以降は、各学校においてICTを活用した学習が本格的にスタートします。

ICTを効果的に活用する目的で、学校のみならず、家庭に端末を持ち帰ることも想定されますが、保護者の声をお聞きいたしますと、ICTが苦手な方もおりますし、そもそも端末が配付されることを知らないという方もおまして、コロナ禍で周知が徹底されていない状況と感じております。

こうしたGIGAスクール構想への理解が深まっていない場合だと、子どもたちが家庭において端末を使って学習することに、学びへの理解や子どもへのサポートで不安を感じる保護者もいるのではないかと考えます。

そこで、GIGAスクール構想の目的や効果などを保護者が十分理解する必要があると思いますが、教育長の所見を伺います。

今後、ICTを活用した教育の質の向上が図られることが期待される一方で、児童生徒がタブレットやPCなどのICT機器に触れる時間が増えることにより、健康面への影響も懸念されます。

とりわけ、デジタル教科書を使用する授業では、長時間、画面を見ることが想定されることから、保護者の中には、視力低下など、子どもたちの健康への影響を心配する声もありますが、道教委としてどのように対応するのか、伺います。

以上、終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）清水議員の質問にお答えをいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症対策に関し、まず、道の業務継続計画についてであります。道では、平成21年に、新型インフルエンザの流行に際して、各部局の機能維持と業務の継続を目的に、新型インフルエンザ対策業務継続計画を策定し、今般の感染症への対応についても、この計画に基づき、手指消毒や咳エチケットなど、職場での基本的な感染防止対策を行うこととしております。

また、これらの対策に加え、職員の接触機会の低減に向けたテレワークの実施や、職員に感染者が発生した場合に、濃厚接触者の方やその可能性のある方を幅広く特定し、速やかにPCR検査を受検するなど、感染症の蔓延防止に有効とされる新たな取組を進めております。

今後は、こうした対策を含め、感染症に関する国の動向や、今後明らかとなる知見を踏まえ、業務継続計画の適切な時期での見直しに取り組んでまいります。

次に、どうみん割についてであります。感染症への対策の長期化に伴い、厳しい経営状況が続く観光関連事業者の皆様や関係団体の方々から、道に対して、国の「Go To トラベル事業」の再開前に、どうみん割の早期再開を求める声が強く寄せられております。

このため、道としては、感染状況や医療提供体制の負荷の状況はもとより、年度替わりの進学、就職などの人流の増加に伴う感染拡大も念頭に置きながら、現在、再開時期を含め、慎重に検討しているところでございます。

なお、今後再開する場合には、事業者の皆様、利用者の皆様の双方に感染拡大防止策の強化を図った上で、国の動向等も注視をしながら、段階的に事業を進めてまいる考えであります。

次に、中小・小規模企業への資金繰り支援についてであります。感染症の影響が長期化する中、道内の中小・小規模企業の維持や継続に向け、道では、本年1月までを期限としておりました無利子融資制度について、他都府県とも連携をしながら、国に対し、取扱期間の延長について要望してまいりました結果、先般、5月末まで融資期間が延長されたところでございます。

道としては、金融機関に対し、本制度の効果的な活用と併せ、積極的かつ弾力的な融資の取扱いについて要請をしております。さらに、今後は、道や政府系金融機関における各種融資制度の活用を促しますとともに、関係機関の皆様とも一層連携をしながら、コロナ禍により、厳しい経営を余儀なくされている中小・小規模企業の円滑な資金繰りを支援してまいります。

次に、損失補償金についてであります。道が実施している無利子融資制度に係る損失補償金については、リーマンショック時における代位弁済の状況をもとに、貸倒れリスクを見込み、100億円を限度額とする契約を信用保証協会と締結しているところでございます。

今回の無利子融資は、国が都道府県の融資制度の枠組みを活用し、実施をしているものでありまして、今後見込まれる信用保証協会の代位弁済額の増加により、道からの損失補償金の増加が懸念をされますことから、道としては、全国知事会や他の都府県とも連携をしながら、国に対して損失補償金に係る財源への支援を強く要望してまいります。

最後に、大規模住宅団地の再生についてであります。高度経済成長期に開発された大規模住宅団地では、流入人口の受け皿として、先導的に道営住宅が整備をされてきたところでござい

す。

道では、これまで、道営住宅の老朽化に伴い、計画的に建て替えや改善を進める中で、時々のニーズに応じた居住水準の向上に取り組んできたところでございます。

近年、大規模住宅団地では、少子・高齢化の急激な進行に伴う居住人口の減少が深刻化しておりますことから、道としては、昨年見直した道営住宅整備活用方針に基づきまして、住宅団地内の道営住宅について計画的に再編を進め、高齢者世帯や子育て世帯はもとより、多様な世帯に配慮した住宅供給を進めることによりまして、良好なコミュニティーの形成を図りますほか、再編により生じる余剰地について、民間事業者と連携をしながら、活用方策を検討するなど、地域のにぎわい創出や魅力の向上に向けた整備に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 総務部長兼北方領土対策本部長平野正明君。

○総務部長兼北方領土対策本部長平野正明君（登壇）まず、職員の新型コロナウイルス感染防止などについてでございますが、1月に発生した本庁の農政部での集団感染を踏まえまして、改めて、全庁に対して、日頃からの体調管理や手指消毒をはじめ、職場における飛沫感染防止対策など、基本的な感染リスクの回避策の周知とともに、取組状況の再点検を実施したところでございます。

今後、感染防止に当たっては、こうした取組を徹底していくことが重要と認識しておりまして、職員一人一人の意識をさらに高めていくため、全職員に対して、日々の体調を自ら確認した結果を記録するための健康観察シートを配付したほか、4月の定期人事異動期の感染拡大リスクをできる限り低減させるため、赴任期間を7日間から21日間に延長し、着任日の柔軟な対応などについて繰り返し周知を図ってきているところでございます。

また、職員に感染者が発生した場合には、保健所と連携を図りながら、濃厚接触者やその可能性のある方を幅広く特定し、速やかにPCR検査を受検するなど、職員の感染や職場内の感染拡大防止の取組をより一層進めてまいります。

次に、グリーンボンドについてでございますが、環境改善効果のある投資事業の資金を調達するために発行するグリーンボンドは、地方自治体が発行する場合には、投資家層のさらなる拡大や調達手法の多様化による発行の安定化といったメリットがあると考えられるところでございます。

一方、その発行に当たっては、外部機関による評価を取得する必要があり、一定の時間と金銭的なコストを要するところではありますが、これまで、国内の地方自治体が発行してきたグリーンボンドを見ると、国債金利に対する上乗せ金利の水準、いわゆるスプレッドが通常の起債と同水準であるなど、現状において、発行等に要するコストを上回るメリットがあるとは必ずしも言い難い状況にあるものと認識してございます。

このため、道といたしましては、引き続き、他県の発行実態や市場の動向等を注視しながら、

そのメリットなどについて検証してまいりる考えでございます。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 総務部危機管理監野村聡君。

○総務部危機管理監野村聡君（登壇）雪害対策としての除雪中の事故防止についてでございますが、道内の雪害による人的被害のうち、除雪作業中の事故が9割を占めており、こうした事故を未然に防ぐためには、道民の皆様一人一人が安全意識を高め、対策を行うことが重要と認識してございます。

このため、道では、複数人での作業や命綱の着用といった、事故の未然防止に重要でありながら看過されがちな事項につきまして、市町村や防災関係機関、報道・通信機関の皆様とも連携しながら、ホームページや紙媒体に加えまして、幅広い年齢層への訴求力が高いSNSなども活用しまして、道民の皆様への注意喚起を行っているところでございます。

特に、今シーズンは記録的な豪雪となった地域も多く、降雪や気温の上昇、雪の晴れ間といった状況の変化に応じたきめ細かな情報発信に努めており、今後とも、機を逸しない効果的な注意喚起に意を尽くし、除雪作業中の事故防止に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 建設部長小林敏克君。

○建設部長小林敏克君（登壇）雪害対策に関し、道路の除雪についてでございますが、道では、安全で円滑な道路交通を確保するため、適時適切な除排雪を行うとともに、良好な路面状況を確保するため、主に性能やコストの観点から、塩化物系の凍結防止剤を散布しているところであります。

しかしながら、使用量によりましては車両の腐食などの影響を懸念する声もあることから、環境に配慮した材料を使用することは重要であると認識しているところであります。

現在、国において、現状の塩化物系に代わる新たな材料の研究を進めていることから、その開発動向を踏まえまして、早期の実用化に向けまして、フィールドの提供など、新技術の開発促進に必要な協力を行い、環境にも配慮した冬期間における安全な道路環境の確保を目指してまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 教育長小玉俊宏君。

○教育長小玉俊宏君（登壇）清水議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策に関しまして、学校の行動基準についてであります。道の警戒ステージの移行に際しましては、適切な感染症対策の下、学校の教育活動を安全に継続するため、道教委では、国の衛生管理マニュアルに基づき、道立学校の行動基準を定めるとともに、市町村にも周知を行っております。

昨年10月に道の警戒ステージが1から2に移行した際、学校の行動基準についてはレベル1から2に引き上げ、感染症対策を強化したところであり、感染拡大の継続により11月にステージが

3となった際には、学校の行動基準ではレベル2を維持することとなりましたが、改めて、マニュアルに基づいた対策の徹底を呼びかけたところでもあります。

感染者数の減少などにより、今後、道の警戒ステージが3から2に移行した場合でも、学校の行動基準で見ますと、現状のレベル2を継続するものと考えておりますが、各学校が、地域における感染の蔓延状況を踏まえつつ、国の衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策に万全を期するよう取り組んでまいります。

次に、新学期に向けての児童生徒の感染症対策についてであります。年度末から年度初めにかけては、進学や進級など、新年度に向けた準備のために、児童生徒の行動範囲が広がることなどを踏まえ、感染予防を徹底することが必要であります。

このため、道教委では、感染症対策の総点検をはじめ、卒業式や入学式などに加えまして、学年末の休業など、学校外での活動を含め、具体的な各場面における留意事項をお示しし、保護者の協力を得ながら教育活動を進めるよう、市町村及び学校に通知いたしました。

加えて、特に行動範囲が広範多岐にわたる高校生の休業期間中の健康観察を効率的に行えるよう、オンラインによる体調行動確認システムも構築したところでもあります。

道教委といたしましては、こうした取組を通じ、児童生徒が新学期を安心して迎え、安全な学校生活を送ることができるよう、きめ細かな支援に努めてまいります。

次に、部活動における感染症対策などについてであります。中学校や高校におきましては、部活動や大会における感染が疑われる事例がこれまでも発生しており、改めて、部活動における感染症対策の徹底が重要と考えております。

このため、道教委では、日常の活動において、健康観察や活動前後の手洗いをはじめとする感染症対策を確実に行うことのほか、大会の開催に際しましては、主催者に対し、道の関係部局と連携をし、十分な感染症対策を講じるよう依頼するとともに、各学校に対しては、大会への参加はもとより、練習試合や遠征においても、移動を含めた様々な場面で感染症対策の徹底を図り、感染症リスクを避けることができない場合は実施を見合わせるよう、通知したところでもあります。

なお、高体連、高野連、中体連の次年度の大会につきましては、各競技団体のガイドライン等を踏まえ、十分な感染症対策を講じて実施する方向で準備を進めていると伺っており、道教委といたしましても、それぞれの団体と情報共有を図りながら、安全に大会が開催されるよう対応してまいります。

次に、ICT教育の推進に関しまして、まず、GIGAスクール構想への理解についてであります。GIGAスクール構想が目指す個別最適な学びや協働的な学びを実現するためには、教員や児童生徒のみならず、保護者の理解が極めて重要であります。

このため、道教委では、保護者の理解を深めるために、教育広報誌「ほっとネット」に、ICTを活用した授業の目指す姿やICTを活用する必要性を掲載し、全ての家庭に周知したほか、道教委のICT活用ポータルサイトにおきまして、クラウドを活用した授業のイメージや、学習

に活用できるアプリやサイトなどを紹介しております。

今後におきましても、ICTを活用することによって、学校における一斉学習や個別学習、協働学習による学びが充実することや、災害や感染症の発症など、緊急時にも教育活動の継続が可能となることなど、様々な効果があることにつきまして、授業参観などの機会も活用しながら、保護者の理解が得られるよう周知に努めてまいります。

最後に、児童生徒の健康への影響についてであります。デジタル教科書の使用に当たりましては、文部科学省のガイドラインに、姿勢に関する指導を適切に行うこと、長時間にわたって継続して画面を注視しないよう授業展開を工夫すること、学校医とも連携し、児童生徒の状況を確認するよう努めることなどの健康に関する留意事項が示されております。

道教委といたしましては、こうした点について、各学校に改めて周知するとともに、保護者にも丁寧に説明し、理解を得ながら活用するよう指導助言を行ってまいります。

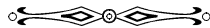
また、令和3年度に国が実施を予定している、デジタル教科書の教育効果や導入に当たった課題等を検証する実証事業に道教委も参加することとしており、この事業で明らかになる児童生徒の健康面への影響も含めた課題やその解決策について、広く情報提供してまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 清水拓也君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前10時41分休憩



午前10時43分開議

○議長村田憲俊君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

梶谷大志君。

○62番梶谷大志君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、通告に従い、知事に順次伺ってまいります。

まず、知事の政治姿勢及び道政執行の姿勢についてであります。知事の職務は、道民に対し、自らの政治姿勢と北海道の目指すべき将来像を示し、その実現に向け、道庁組織を率い、道議会での議論を経て政策を実行するものであることから、そこでまず、北海道の将来像について伺います。

新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中、現下の感染状況への対応はもとより、近年頻発し、被害も甚大化している自然災害への対応、人口減少、少子・高齢化への対応など、喫緊に対応しなければならない課題が山積をしております。

特に、北海道は、ほかの都府県と比べても一段と厳しい状況に置かれており、強い危機感を抱いているのであります。

知事の就任に当たっては、国との強い人脈、つながりを感じさせ、道政課題の解決に大きな力

を発揮する期待を抱かせていただきましたが、今後の国とのつながり、自治体や道議会との連携など、課題をどのように共有し、どのようにバランスを取るのか、そのかじ取りが注視されるところであります。

北海道がこうした厳しい局面にあるからこそ、リーダーである知事が、道民に対して目指すべき将来像を明確に示すべきであると考えますが、知事はどのような将来像を描いているのか、まず伺います。

また、知事の就任の前と後で、将来像は何か変わったところがあるのか、知事の所見を伺います。

次に、道民との対話と議論について伺います。

知事の道政執行方針や予算発表では、道民の命と暮らしを守り抜く、命と暮らしを守り、未来を切り開く予算として、喫緊の課題であるコロナ対策に向けた姿勢が強調をされました。その一方で、昨年2月の予算発表の際に知事が述べたような、対話と議論を重視するという姿勢は示されなかったのであります。

コロナ禍というこれまでに例がない大きな社会情勢の変化の中にあって、知事が昨年示した対話と議論を重視するという姿勢は、非常に重要だと考えます。人との接触、三密を避けるというコロナ禍における新たな生活様式が、対話と議論といった知事の姿勢に影響し、後退させているのではないかと懸念するのであります。

道庁をはじめ、広く社会全体としてテレワークやリモートの活用が当たり前となってきましたが、こうした新たなコミュニケーションの手法も、対話と議論という姿勢があればこそ有効活用ができると考えます。

知事は、コロナ禍における変化をどのように受け止め、自らの道政運営に反映してきたのか、対話と議論が困難な環境においても、知事はその姿勢をしっかりと示すべきと考えますが、所見を伺います。

次に、男女共同参画及び人権における知事の基本的なスタンスについて伺います。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、コロナ禍にある現状を慎重に踏まえつつも、オリンピック聖火リレーの実施、開催に向け、準備を進めております。

道内でも、聖火リレーは6月13日、14日の日程で行われ、その後、サッカー、競歩、マラソンと、大会開催日程も具体になっております。

男女平等の原則の実践は、オリンピック憲章の理念の一つであり、そのことを通じて、選択的夫婦別氏、雇用機会・待遇均等など、職場、家庭での夫婦の姿の在り方、大学試験での合否など、あらゆる分野において、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に必要なものであります。

そのような中、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会の前会長の女性蔑視と取られる発言を理由に、道外では聖火ランナーやボランティアの辞退が相次いでいるわけであり、こうした一連の事態に対する知事の受け止めに伺います。

次に、男女平等参画や人権の受け止めと推進について伺います。

北海道においても、開催地域として、オリンピックの歴史、その精神を大切に、男女共同参画を推進し、道民における様々な人権の理解を高めなければなりません。

しかし、このたび知事から示された道政執行方針には、男女平等参画、人権に関することは触れられておらず、これらに対する知事の思いや決意といったものが、残念ながら感じられませんでした。

オリンピック・パラリンピック競技が道内でも開催される北海道の知事として、また、社会的・時代的要請として、選択的夫婦別氏、雇用機会・待遇均等など、職場、家庭での男女平等参画、マイノリティーの人権など、それぞれの課題に対する明確な知事の姿勢を道内外に示し、各種施策の推進を一層図るべきと考えますが、知事の所見を伺います。

その中でも、知事は、選択的夫婦別氏についての制度のよさと懸念をそれぞれ示されております。そもそも、知事の、この制度に対する受け止め、考えを伺います。

また、知事は、旧姓の通称使用の拡大なども必要としておりますが、既に、内閣府から、旧姓使用の弊害として、納税通知書の件、不動産登記での住宅ローン、抵当権設定の契約、旅券での通称使用が理解されず、渡航や外国生活での支障、銀行口座の開設などを挙げられているわけがあります。

旧姓の通称使用の拡大なども必要ということだけで、道民の暮らしやすさ、移動のしやすさ、本人確認のやりやすさを考える上で十分と捉えているのか、知事の認識を伺います。

次に、道庁組織について伺います。

道庁の内定者の辞退率が、一時は6割前後で推移をし、また、入庁後すぐに大勢の退職者が生じています。若い方々の働き方に対する意識の変化があっても、根本的には、道庁組織の果たしている役割への使命感が見えない、感じられないなど、職場としての魅力が生まれず、ミスマッチが生じているとも指摘をされています。

知事が政策を実行するには、道庁組織が担っている役割、機能を十分に発揮できるよう、組織を維持していくことが大前提であり、そのためには、若い人材を確保するとともに、育成していくことが必要不可欠であります。

知事は、コロナ対策など、その責務に基づいて、自らがメディアを通じるなどし、積極的に発信をしております。しかし、それは、知事の華々しい活躍の一方で、たくさんの道職員に支えられ、行われていることであり、その道職員が、使命感のもと、大きな役割を果たし、それぞれが輝いていることを、これから職場を選ぶ若い方々が感じることができなければ、道庁組織の魅力は生まれません。

道庁組織の在り方、また、職員の採用や育成について、知事が就任してからどのように対応し、どのような成果があったのか、伺います。

また、今後、知事とともに働きたいと思える道庁を、知事自らがどうやってつくっていくのか、所見を伺います。

次に、議会に対する認識について伺います。

地方自治体が行う政策は、都道府県知事や市町村長が独善的に決められるものではなく、おのおの自治体の議会において十分な議論が行われ、決定された後、実行されるものであります。

自治体のトップである首長にリーダーシップが求められるのは言うまでもありませんが、議会での議論を抜きに、首長のみの判断で物事を決めることは決してあってはならないものであり、リーダーシップというものを履き違えてはなりません。

一般論ではありますが、議会への報告がない、あるいは、議会議論がされていない状態で、首長が議会より先に住民に対し、政策を決定し、公表するようなことは、当然、議会軽視に当たるわけであります。

こうしたことについて、知事はどのように認識しているのか、これまでの知事の自らの対応を含め、所見を伺います。

次に、道の情報管理について伺います。

議会への報告前である案件、道庁内部での検討中である案件などが、一部のメディアにより先行して報道されるケースが散見されるわけであります。

また、例えば、個人情報に記載された書類、メールの誤送付などの事案についても度々発生をしており、その都度、徹底した再発防止に努めるとのコメントが示されますが、こうした事態は一向になくなりません。

このような事態はなぜ起こると受け止めているのか、また、どのように改善しようとするのか、知事の所見を伺います。

次に、災害、減災対策について伺います。

東日本大震災の発生から10年が経過をしました。地震、津波による甚大な被害により、今もなお避難されている方が多数いるわけであります。

復興庁の発表によると、令和3年2月時点では全国で約4万1000人、本道においても約1400人の方が避難されている状況にあります。また、原発事故においては、放射能による汚染が続き、立入りすら許されない地域もあり、廃炉処理や汚染水処理などについては、終わりの見通しすら立っておりません。

この節目にあって、この教訓を決して風化させてはいけないことから、以下伺います。

避難者への支援についてであります。本道において、避難されている方はいまだに約1400人に及び、10年もの長い期間にわたって避難生活が続いています。

道は、避難者の数だけではなく、避難者の暮らしの実態や困っていることなどの現状を把握し、必要ならば支援を行っていくべきと考えます。

道は、こうした現状をどのように把握し、課題をどのように認識しているのか、伺います。

また、道は支援の必要性を含め、どのように考えているのか、知事の所見を伺います。

次に、原発事故について伺います。

東日本大震災での原発事故を踏まえ、国民の誰もが、原発事故は二度と起こしてはならないと

心に刻まれたはずだと思います。

知事は、この教訓を踏まえて何を学び、二度と起こさないためにはどのような対策が必要と考えるのか、認識を伺います。

また、道としての、これまでと今後の対応を伺います。

次に、胆振東部地震について伺います。

平成30年9月6日に発生した胆振東部地震では、全道各地に甚大な被害を及ぼし、貴い命が失われ、多数の方が負傷されました。大規模な土砂災害、家屋の倒壊、さらには、道内全域での停電が起こるなど、これまで経験したことのない被害状況でありました。

私の居住する地域でも多くの方々が被災をし、いまだ避難生活を強いられ、復旧、復興は緩めることなく、一日も早く日常を取り戻さなければならないものであります。

10年たった今でも東日本大震災の余震が続いており、今後も同様の災害がいつ起きてもおかしくなく、早急に体制を整えておく必要があると考えます。

特に、北海道においては、厳冬期における災害発生への備えが必要であり、仮に胆振東部地震が厳冬期に起きていたら、さらに被害が拡大していたことは想像に難くありません。

道では、現時点において、厳冬期を想定した十分な災害への備えはできているのか、道内全域での停電を防ぐための対応はどうなっているのか、災害で見えてきた課題にどのように対策を講じてきたのか、所見を伺います。

また、知事は、これら災害から道民の命、財産を守るために、今後どのような姿勢で、また、具体的に取組を加えていこうとするのか、所見を伺います。

新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

まずは、道独自の対策についてであります。

本道では、この1年間、全国に先駆けて地域での感染拡大が発生をし、昨年同時期に道内で感染が拡大した際には、法的根拠がない緊急事態宣言を発出したにもかかわらず、道民の理解と協力のもと、一旦、収束が得られました。

しかしながら、昨年11月以降の第3波と言われる感染拡大時には、感染防止と経済の循環の両立を目指すことから、国に対し、緊急事態宣言の適用の協議等も行わず、不要不急の外出自粛要請、飲食店等の営業時間短縮の要請などの対策にとどめました。

第3波の際にこそ、道独自の強い姿勢、政策を打ち出し、より短期間での効果を示し、年末年始まで影響が及ばないように、独自の対策を講じるべきではなかったのかと考えます。道の独自策の実施の可否、その内容の濃淡が、その場しのぎの対応と指摘されても仕方がありません。

知事は、どのような考えで、これまで独自の対策を検討、実施してきたのか、伺うとともに、このことを教訓に、今後、道独自の対策を講ずる場合、どのように検討、実施するのか、所見を伺います。

次に、改正特措法について伺います。

先月3日、新型コロナウイルス対策関連法が改正をされ、感染者が入院を拒否したり、一定の

場合に、飲食店が時短要請に従わないときには、行政罰である過料を科すことができるようになりました。

法律が施行された以上、過料について、場合によっては適切に対応していく必要がありますが、同時に、国会の附帯決議にあるとおり、国民の権利は当然とし、自由の制限は必要最小限のものとしていかなければなりません。また、実際にどの程度効果を上げていくかは、現場での運用にかかっています。

道内では、先月まで札幌市内で時短営業を要請してきましたが、今回の改正法では、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令がなければ、事業者への過料の適用はできないことから、現時点では適用の場面は限られることにはなるものの、事実関係の調査、確認、適用などには一定のマンパワーが必要となることから、相応の準備をしていかなければなりません。

知事の改正特措法に対する認識を伺います。

また、様々なコロナ対応に人的資源が割かれる中、道は、この過料に対し、実効性の確保、適切な運用といった観点から、どのような対応をしていく考えなのか、お伺いをいたします。

次に、対策を進める上での道民の信頼について伺います。

知事は、これまで、緊急事態宣言、集中対策期間などにより、道民に様々な自粛を求めてきました。感染が拡大するたびに感染者の増加の波は大きくなり、収束までの期間も長期化をし、道民は自粛に疲れ、道への取組に懐疑的な意識を生んだ場面も多かったと思います。

知事は、記者会見、議会答弁でも、事あるごとに、道民の皆さんの御協力によりというフレーズを多用しておりますが、私には、我慢をし、自己責任で頑張ってもらいたいとも聞こえてくるわけでありませぬ。

これだけ長期間にわたり行動の自粛や経済活動の制限などを求めてきた中で、今後も感染拡大防止対策の効果を上げていき、知事や道の取組の考えをしっかりと道民に伝え、理解してもらうには、道民からの信頼が前提にあることが何より重要であります。

今後の感染症対策に関し、より一層、道民の信頼を得るため、知事の果たすべき役割をどう考え、また、この危機を克服するためにどう取り組むのか、所見を伺います。

最後に、今後の感染拡大対策への取組について伺います。

道内でも変異株ウイルスの検出が相次いでおり、今後、この変異株ウイルスが再び感染症の拡大を招くのではないかと懸念されます。

また、この1年間で、物資の供給や検査手法、治療薬やワクチン等、感染症対策をめぐる環境は大きく変化してきました。

これまで行政主導の対策を講じてきましたが、第4波を想定した備えとして、これまでの延長線上の行動の自粛や経済活動の制限、蔓延防止措置ばかりではなく、道民一人一人が自分自身で感染防止対策を実践し、その中で生活していく道民の行動を道が促進することも重要だと考えます。

現在、外国に行くには、検査キットで感染していないことの証明が必要な状況であり、また、

国内では様々な検査キットが発売されています。

例えば、道外への移動やイベントに行く際には、自らがそうした安価なキットを活用して自らをチェックする、もし疑いがあれば、行動を控え、保健所に相談するなどの環境づくりが必要だと考えます。

単純に感染者が減ったから自粛を解除するようでは、変異株ウイルスの脅威などから、四たび感染が拡大しかねません。

春からの活発な人の動きを勘案すれば、道の政策誘導で道民の取組を促すことが必要と考えますが、知事の所見を伺って、以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）梶谷議員の質問にお答えをいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、本道の目指す方向などについてであります。私としては、人口減少など、直面する課題に向き合い、活力あふれる北海道を実現するために、力の限りを尽くしていくとの決意のもと、知事という職責を担わせていただいております。就任の前から、その思いは変わっておりません。

感染症の流行が1年以上の長期にわたり続く中、本道の社会経済に深刻な影響が及び、多くの皆様が大きな不安を抱えているものと痛感しております。

何よりも、現下の危機を一日も早く乗り越え、道内の各地域で大切に育まれた食や自然などの揺るぎない価値を原動力として、本道を再び成長軌道に乗せていき、誰もが安心して暮らし続けることができる地域社会を築き、私たちのふるさと・北海道を次の世代にしっかりと引き継いでいくため、道内各地で日々奮闘されております皆様と心をつなげて、私自らが先頭に立ち、全力で取り組んでまいります。

次に、道政運営の在り方についてであります。各般の政策を進めるに当たり、地域や関係団体等の皆様の御意見やニーズを伺い、その反映に努めることは、道政運営において基本となるものと考えております。

現在、道では、対面での対話などに制約がある中、例えば、感染症対策の実施に当たっては、リモート会議や電子メールを活用し、有識者の皆様をはじめ、市町村や関係団体の方々から御意見を伺っておりますほか、多くの政策分野において、オンラインを活用した情報や意見交換を積極的に進めております。

私としては、こうした様々な工夫を行うことはもとより、感染状況を見極めながら、幅広い方々から直接御意見を伺う機会も設けるなど、これまでも増して、各界各層の皆様との対話を大切にしながら、道政を運営してまいります。

次に、東京オリンピック・パラリンピックのビジョンについてであります。大会組織委員会は、多様性と調和を大会の核となるビジョンの一つに掲げ、人種、性別、性的指向、障がいの有無など、あらゆる面での違いを尊重し、受け入れる大会として運営することとしております。

このような中、会長が交代することとなった発言は、私としても不適切と受け止めております

が、現在、新会長の下で、改めてビジョンを再確認し、理事会での女性比率の引上げや、プロジェクトチームの立ち上げなど、大会の開催が共生社会を築く契機となるよう取組を進めているものと承知しております。

道としては、大会組織委員会や札幌市と連携をし、大会の安全、安心な開催に向けた準備を進め、成功に貢献をすることで、東京大会のビジョンがその後の社会に引き継がれていくよう、しっかり取り組んでまいります。

次に、男女平等参画や人権などの課題についてであります。私としては、人権施策は道政における重要な政策課題と考えており、現在見直しを進めている北海道人権施策推進基本方針に基づき、男女が共に責任を分かち合い、あらゆる場面で個性と能力を発揮できる環境づくりや性の多様性への理解の促進など、道民の皆様一人一人が互いの個性や人格を尊重しながら、助け合い、支え合って暮らしていくことができる地域社会の実現に向けて、様々な課題に対する施策に取り組む必要があると考えています。

このため、道では、多様性と調和を大会のビジョンの一つとしているこのたびの東京オリンピック・パラリンピック競技大会を好機と捉え、大会のビジョンと併せて、基本方針の見直しの趣旨などを広く道民の皆様にお伝えし、一人一人に男女平等参画や人権について考え、行動していただくことが、広く国内外に評価されるものと考えております。

今後、私を本部長とする人権施策推進本部を通じて、その趣旨や必要な対策について庁内全体で共有をしながら、人権教育や啓発などの施策を総合的かつ効果的に推進してまいります。

次に、選択的夫婦別氏についてであります。女性の就業の拡大等に伴い、婚姻に際し、姓を改めることが婚姻後の生活の支障となっているとの声を背景に、選択的夫婦別氏制度の導入の議論が行われているところであります。

この制度の導入については、我が国の家族の在り方に深く関わる重要な問題であり、私としては、国民の中で様々な御意見がある現状において、さらに議論を深め、それぞれの方々の御理解が得られる形で制度設計がなされる必要があると考えております。

また、そうした中においても、婚姻により改姓した人が抱える婚姻後の生活における不便さや不利益が軽減されるよう、旧姓の通称使用が拡大されることも必要であると考えております。

次に、道庁組織の運営についてであります。本道が、感染症対策をはじめ、様々な重要課題に直面する中、道民の皆様の信頼と期待に応えていくためには、職員一人一人の力を高め、道庁の組織力を一層向上させていくことが重要であります。

そのため、スマート道庁の取組を通じた業務や働き方、組織風土の改革を推進するとともに、人材育成機能を強化するための係制の導入といった組織の在り方の見直しを行い、さらには、来年度の採用に向けて、新たに、私自らがメッセージ動画を通じて道職員のやりがいを発信するなど、意欲あふれる人材の確保や、職員の誰もが生き生きと働くことができる職場づくりを進めているところであります。

私としては、これまでも、感染症対策をはじめ、それぞれの政策課題への対応に当たっては、

職員との対話や議論を積み重ね、各般の政策を立案しているところでありまして、今後とも、様々な機会を活用し、各地域など、最前線で働き、道の組織を支えている職員の声を大切にしながら、道政運営に対する私と職員の思いを共有していくとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進や多様で柔軟な働き方の実現など、職員の意欲と能力を最大限引き出すことができる環境づくりに努め、男女の別や役職を問わず、職員が気概を持って、全力で本道の豊かな未来を切り開いていけるよう取り組んでまいります。

次に、道議会との関係についてであります。地方自治を進める上で、議会と知事は二元代表制の両輪であり、相互に連携をし、活発な議論を重ねながら道政を推進していくことが大変重要であります。

私としては、予算をはじめとする議決事項はもとより、様々な道政課題に対し、道議会での御議論を大切にしてきたところでありまして、今後とも、各般の政策を立案し、決定する過程において、これまで以上に道議会の皆様への御説明や御報告を丁寧に行ってまいります。考えであります。

次に、情報管理などについてであります。道民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、道政を進めていく上で必要な情報を適時適切にお伝えすることは極めて重要であると認識しております。

政策形成過程において、不正確な情報が広く流布されることによりまして、道民の皆様の誤解や混乱につながることは回避すべきであり、道議会での丁寧な議論を行うためにも、改めて情報管理の徹底を図ってまいります。考えであります。

また、文書の誤送付などの不適正な事務は、道民の皆様の信頼を著しく損なうものであり、その改善に向けては、職員自らが、文書事務の重要性を強く認識するとともに、職場内における確認を十分行うことが重要であると考えております。

個々の職員の意識醸成はもとより、相互のコミュニケーションの促進や、ダブルチェックなど誤送付の防止に向けた取扱いを徹底するなど、適正な事務の執行に努めてまいります。考えであります。

次に、防災・減災対策に関し、まず、東日本大震災による避難者の現状把握等についてであります。道では、これまで、市町村と連携をして、避難されている方々の把握に努め、情報誌の送付やアンケート調査、電話相談、交流会の開催などを通じて、現状や課題を伺ってきたところであります。

そうした取組を通じ、発災から10年、それぞれの御事情を抱えながら道内での生活を続けられている中で、避難生活の長期化や高齢化等から、暮らしへの不安が強くなっている方もいるものと認識をしております。

私としては、健康やお住まいなど、避難者の方々が抱く様々な悩みに対して、少しでもその不安を和らげ、安心して本道で暮らしていただくことが重要であると考えており、今後も、引き続き、心のケアを目的とした相談対応や課題解決に向けた関係機関との連携など、避難されている方々に寄り添ったきめ細かな対応に努めてまいります。

次に、東日本大震災における原発事故についてであります。福島第一原発における事故については、重大事故への対策が十分検討されていなかったことや、地震や津波など、自然災害に対する総合的なリスク評価が行われていなかったといった課題が明らかになったところであります。

こうした反省を踏まえ、国は、地震や津波など、自然災害の想定を大幅に引き上げるとともに、重大事故が発生した場合に備えた新たな基準を定めたほか、事業者自らが安全性向上に取り組む責任を法制化したところであります。

私としては、再びこのような事故を起こさないよう、厳正な審査が行われるべきであると考えておりまして、道自らも様々な事態を想定した原子力防災訓練の実践を重ねるなど、防災体制の充実強化などに不断に取り組んでまいります。

次に、胆振東部地震を踏まえた災害への対応についてであります。胆振東部地震の検証報告書では、大規模停電や厳冬期の災害に備えた電源や燃料等の確保のほか、自助の意識を高める取組の推進など、重要な提言がなされました。

こうした提言を受け、道では、直ちに必要な物資の備蓄等を地域防災計画へ位置づけるとともに、その実現に取り組む、あらゆる機会を通じて市町村にも積極的な対応を促し、直下型地震や厳冬期における大規模停電等を想定した防災訓練の実施、市町村の防災教育への支援を重ねてまいりました。

私としては、今後とも、胆振東部地震をはじめとする様々な災害を教訓とし、また、新型コロナウイルス感染症といった新たな課題も踏まえ、札幌市をはじめとする市町村や関係機関の皆様と緊密に連携し、実践的な訓練や防災教育を通じ、地域の災害対応力の強化と、自ら命を守る行動を最優先とする道民の皆様の意識醸成に努めながら、私自らも道民の皆様の命を守るための取組を全力で進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に対する取組についてであります。昨年10月以降、想定を超える速さで感染拡大が進む中、ステージ移行の判断はもとより、道民の皆様や事業者の方々に大きな負担をおかけする協力要請を行う際には、暮らしや社会経済活動への影響を考慮しつつ、専門家の御意見も伺いながら、限られた時間の中で、私自身、熟慮を重ね、判断をしておりますが、これまでの対応については様々な御意見があることは承知をしております。真摯に受け止めております。

道としては、これまでの経験等も生かし、先行指標である新規感染者数が警戒ステージの目安を上回った場合に、病床の負荷の状況を踏まえ、ステージの移行を総合的に判断することとし、機を逸することなく必要な対策を講じてまいりる考えであります。

また、特定の地域において拡大傾向が見られる場合には、地域の感染状況などの必要な情報を住民の皆様と共有しながら、他地域に波及する可能性や感染の広がり、医療提供体制等への負荷といった点を総合的に勘案して、当該地域の市町村とも調整の上、専門家の御意見を伺い、その時々々の感染動向に応じ、例えば、施設の使用制限等に関する協力の要請を行う場合には、適切な

支援を検討するなど、実効性の確保に努めながら、強い措置を早めに講じるなど、これまでの道議会での議論も踏まえて、感染の抑制に取り組んでまいります。

次に、新型インフルエンザ等対策特別措置法についてであります。道としては、今般の特措法の改正に伴う罰則等の適用に際しては、知事権限の行使に当たり、その慎重な運用を求める国会の附帯決議や、特措法第5条の基本的な人権の尊重の規定などを踏まえながら、特措法による措置の対象となる道民の皆様や事業者の方々に、協力要請の措置等の趣旨を十分に御理解いただくことを前提に、要請に応じない事業者に対し、命令といった極めて強い措置に至ることのないよう、必要な指導や助言に努めるなど、国の運用通知に基づき、最大限慎重かつ適切に進めていくことが重要であると認識をしております。

また、新年度の組織改正では、保健福祉部に、感染症対策を所掌する新型コロナウイルス感染症対策監や感染症対策局を新設いたしますとともに、道立保健所に、保健所設置市とのさらなる連携強化のための職員の新たな配置や、保健師の増員により、その即応体制を充実するなどして、現行の対策本部指揮室や地方本部等の執行体制を強化するほか、改正特措法に基づく現地確認や立入検査、行政罰の適用など、行政行為を行う場合には、保健所はもとより、オール振興局体制で対応してまいります。

次に、今後の感染症対策についてであります。本道においては、長引く感染症の流行により、地域社会や経済活動に深刻な影響が及び、多くの皆様が、日々の暮らしや将来に対し、大きな不安を抱えているものと認識しております。

こうした状況の中で、道民の皆様の御理解と御協力を得て、実効性のある感染症対策を進めていくためには、日頃より、感染状況など必要な情報を皆様と共有した上で、その時々々の感染状況に応じた適切な対策を検討し、その考えや内容について、様々な機会を活用して、より丁寧に説明を尽くすことが求められるものと考えております。

私としては、今後も続く感染症との闘いにおいて、現下の危機を克服するため、道民の皆様からの信頼を前提とし、一体となった取組を進めていけるよう、より一層、丁寧で分かりやすい情報発信を行いながら、感染拡大の防止と社会経済への影響の最小化に向け、全力で取り組んでまいります。

最後に、感染拡大防止の取組についてであります。国においては、社会経済活動を進める中で、本人等の希望により全額自己負担で実施をする検査については、検査ニーズに対応できる環境を整備することとしております。

道としても、利用者が必要な情報を得られるよう、ホームページに、全国の自費検査を提供する医療機関や検査機関の一覧を掲載するなどしておりますほか、高齢者施設などにおいて感染が疑われる方はもとより、感染が拡大している地域においては、感染症が発生していない施設に対しても行政検査を幅広く実施いたしますとともに、変異株に対する監視体制の強化を図っているところであります。

また、新年度から、この感染症のみならず、新興感染症や再興感染症に関して、地域の傾向等

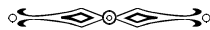
にも着目をしながら情報収集や分析等を行うため、道立衛生研究所の感染症センターに健康危機管理部を新設するなど、体制強化を図るほか、議員が御指摘の、道民の皆様の取組を促すことができるよう、国の動向にも注視をしつつ、この感染症による集団感染事例をお示しするなどしながら、リスクの高い行動を控えていただくなど、行動変容の定着に向けた普及啓発を進め、早期の収束に向け、全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 梶谷大志君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩



午後1時1分開議

○議長村田憲俊君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

佐藤禎洋君。

○41番佐藤禎洋君（登壇・拍手）（発言する者あり）初めに、クルーズ船寄港地の新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

クルーズ船の寄港は、一度に多くの観光客が訪れ、地域経済の活性化や観光振興に大きく寄与したところであり、道では、一昨年12月に、北海道におけるクルーズ船誘致方針を策定し、道内港湾へのクルーズ船の寄港促進に向け、取組をより積極的に進めることとしておりましたが、残念ながら、昨年の道内への寄港は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全て取りやめとなったところであります。

我が国において、今から1年ほど前の2月に、外国船社の大型クルーズ船の乗員、乗客が感染する事案が発生し、新型コロナウイルス感染症の拡大と相まって、世界中でクルーズの運航停止が余儀なくされました。

クルーズ船の運航を再開するためには、クルーズ船に対する信頼や安心を取り戻すことが何より重要であることから、国は、昨年9月に、「クルーズの安全・安心の確保に係る検討・中間とりまとめ」を公表し、併せて、日本外航客船協会から、国内クルーズを対象とした、外航クルーズ船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン、そして、日本港湾協会からは、クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における感染拡大予防ガイドラインが公表されたところがあります。

これを受け、邦船社においては、当該ガイドラインに基づき、感染防止対策の実施、試験運航による有症者発生対策訓練の実施など、安全、安心の取組を進め、昨年11月から飛鳥Ⅱとにっぽん丸、12月にはぱしふいっくびいなすの国内クルーズの運航を再開いたしました。

本道においては、本年4月から邦船社による寄港が予定され、8月には外国船社であるコスタ社による小樽港発着のクルーズ商品が販売され、私も既に予約をし、夫婦共に今から楽しみにし

ているところであり、本道観光への期待が高まっているところでもあります。

その一方で、クルーズ船による集団感染が道内の寄港地で起こらないとも限らないわけであり
ます。

そこで、クルーズ船寄港地の新型コロナウイルス感染症対策について、どのように取り組んで
いくのか、知事の見解をお伺いします。

次に、藻場の整備についてであります。

令和2年の本道の漁業生産は、イワシやタラなどの好漁に恵まれ、生産量は110万トン程度に
増加する見込みと承知しておりますけれども、依然として、生産量は低水準であるとともに、イ
カやサンマの記録的な不漁やアキサケ来遊数の減少など、主要魚種の漁獲が大きく減少してお
り、生産量の底上げが大きな課題であります。

このような中、私の地元・小樽市を含む日本海域ではニシンの漁獲が増えており、先月13日に
は、小樽市内の沿岸で群来が見られたとの報道もありました。

江戸時代末期の松浦武四郎の「西蝦夷日誌」によると、島牧の辺りから、岩内、積丹、余市、
小樽、石狩、増毛、留萌、苫前辺りまで北上していく中で、運上屋やニシンの記述が頻繁に登場
するわけであります。

小樽の高島運上屋のところでは、「底には海草多くして^{にしん}鮎よく寄也。」、手宮のところ
では、「人家つゞき、茶や・はたごや立つゞき繁昌なること筆紙に盡しがたし。」とあるように、
小樽近辺も、江戸末期からニシンをはじめとする漁業でにぎわっていたことがうかがえます。

ちなみに、ニシン漁の収益はどれぐらいあったのか、これを計算した資料によりますと、現在
の数字に照らし合わせて計算すると、毎年約1億円以上の利益があったとされているわけであり
ます。

ニシンの資源増大対策として、平成8年から、石狩湾などにおいて、稚魚の放流や漁業者によ
る資源管理の取組が進められた結果、平成8年に10トンに満たなかった漁獲量は、昨年春には
3360トンを記録するまでになりました。

今申し上げたニシンをはじめ、地元の期待が高いソイやハタハタなどの水産資源を増大させる
ためには、これまで行われてきた地域の取組を継続するとともに、魚類の産卵や稚魚の育成の場
である藻場の整備が重要と考えますが、見解をお伺いします。

次に、全国豊かな海づくり大会についてであります。

全国豊かな海づくり大会の開催については、昨年1月には令和4年度の北海道開催が決定し
たものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大会の開催が1年延期され、本道開催は
令和5年以降になったと承知をしております。

令和元年の第4回定例会において、我が会派の同僚議員からの質問に、知事から、本大会の意
義として、本道の豊かな海を守っていく取組などを漁業者や道民の皆様に浸透させる絶好の機会
であるとともに、本道水産業の役割を広く発信する場でもあるとの答弁でありましたけれども、
本大会の開催は、近年の主要魚種の生産減少に伴う漁業生産額の低迷に加え、新型コロナウイル

スの感染拡大の影響により単価の下落が見込まれるなど、厳しい経営を強いられている本道の漁業者の皆様を大いに元気づけるものと考えます。

道は、令和5年度の本道開催をどのような大会とする考えか、お伺いします。

次に、胆振東部地震の被災森林の復旧についてであります。

平成30年9月に発生した胆振東部地震から2年半が経過し、この間、道では、平成31年4月に策定した、被災森林の再生に向けた対応方針に基づき、緊急性の高い治山施設や林道施設の復旧を進め、来年度までに完了する見込みと承知をしております。

一方で、先日、厚真町の私の親戚と話をする機会を得ました。当時、また、この2年半の状況を、地元の住人でなければ気がつかない視点、観点での課題等が多々あることも分かりました。

広範囲にわたり大規模に崩壊した森林は、復旧が進んでいない箇所も多く残っており、山肌が見えるうちは復旧が完了したとは思えないとの地元の声が聞こえてくるなど、地域の住民の皆さんは、被災前の緑豊かな森林の姿をいつ取り戻せるのか、不安を抱いており、特に、いまだ手をつけることができていない森林所有者や施業の主体となる森林組合などと連携し、一日も早い森林の復旧に向けて迅速に取り組むべきと考えます。

道では、今年度中に森林復旧の指針を作成し、被災森林の早期復旧に取り組むとしておりますけれども、今後、住民の皆様が強く望む復旧をどのように進めていく考えなのか、お伺いいたします。

最後に、第2期北海道自転車利活用推進計画案についてであります。

平成30年第1回定例会での議員提案である北海道自転車条例が施行されてから丸3年、第1期計画の策定から丸2年がたっておりますけれども、本年度に公表された道民意識調査においては、道民の自転車の利用が約2割となっており、利用目的も、買い物や通勤など、日常の利用が多いと伺っております。

自転車の利用が多様化する中、さきに総合政策委員会で報告があった第2期計画の案では、環境負荷の低減や、健康増進などの自転車の持つ魅力、メリットの理解促進、北海道の特性を生かしたサイクリング環境の創出などが掲げられておりますけれども、2050年までのゼロカーボン北海道の実現を目指す脱炭素化の動きや、感染リスクを避ける意識の高まりなどに対応する自転車利活用の視点も大切と考えるわけであります。

知事は、コロナ禍を受けた自転車を取り巻く環境の変化についての認識と、第2期計画に基づく自転車利活用施策の方向性についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

また、施策の推進の考え方についてでありますけれども、条例で定められた理念が施策に反映され、より一層着実に自転車の利活用が推進されるためには、交通安全や都市環境整備、観光振興など、多岐にわたる施策の連携が必要であります。

こうした中、策定する計画の実効性を高めていくためには、自転車に関わる様々な団体、関係者との連携や、各地域の推進組織との課題、ニーズの共有が重要と考えます。

自転車振興のさらなるステップアップに向けて、どのように計画の実現を図っていく考えなの

か、お伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）佐藤禎洋議員の質問にお答えをいたします。

最初に、全国豊かな海づくり大会についてであります。本道では、主要魚種の生産減少に加えまして、新型コロナウイルスの感染拡大により価格が低迷し、水産業が大変厳しい状況にある中、いわゆる四大行幸啓の一つであります全国豊かな海づくり大会が厚岸町で開催をされますことは、栽培漁業はもとより、水産資源の適切な管理や環境保全の取組、さらには、安全で良質な水産物を安定供給する本道の水産業の役割を広く全国に発信する絶好の機会になるものと考えております。

道としては、道内外から参加をされる方々に、本道が世界に誇る豊かな自然や文化、さらには、新鮮な水産物に代表される魅力あふれる食も楽しんでいただけるよう、関係団体の皆様との連携のもと、来年度、基本計画や大会テーマを決定し、北海道にふさわしい大会の開催に向けて、計画的に準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、被災森林の復旧についてであります。道では、胆振東部地震により被災し、緊急に対応が必要な治山施設や林道を対象に、復旧工事を優先して進めてきた結果、来年度までに完了する見込みとなったところであります。今後は、広範囲にわたり崩壊した森林の復旧に重点的に取り組むことが必要であると考えております。

道としては、効率的な森林の復旧に向けた基本的な考え方を示す指針を今年度末までに策定いたしますほか、道有林において率先して植林などに取り組み、その成果も活用しながら、町や森林組合、森林所有者の方々などの皆様の御理解と御協力のもと、植林の箇所や樹種などを明らかにした実施計画を来年度中に取りまとめますとともに、必要な苗木や労働力の確保に努め、一日も早い森林の再生が図られるよう、関係者が一丸となって取り組んでまいります。

最後に、自転車利活用施策の方向性などについてであります。自転車は、環境に優しく、手軽な移動手段として、人々の行動を広げ、交流人口の拡大に資する取組として推進をしてまいりましたが、コロナ禍における人々の意識やライフスタイルの変容から、公共交通機関での混雑回避や、三密を避けた気軽な体力づくり、さらに、エコでクリーンな乗り物として持続可能な地域づくりへの貢献など、自転車の役割がますます大きくなってきたものと認識をしています。

こうした環境の変化を踏まえて、第2期計画では、自転車の魅力や利点の理解促進はもとより、多様なサイクルスタイルの実現や安全、安心な利用環境の整備、北海道の特性を生かしたサイクルツーリズムの推進といった三つの展開方向に沿って、本道における自転車振興のさらなるステップアップに向けた取組を進めてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 総合政策部交通企画監柏木文彦君。

○総合政策部交通企画監柏木文彦君（登壇）クルーズ船寄港地の新型コロナウイルス感染症対策についてであります。昨年公表されました国の「クルーズの安全・安心の確保に係る検討・中間とりまとめ」では、国内のショートクルーズのトライアルから本格的な国内クルーズへと段階的に再開するといった基本的な考え方や、港湾管理者は、クルーズ船の寄港に際し、ガイドラインへの適合を確認するとともに、保健所を含む地域の関係者で構成する協議会の合意を得た上で受入れを行うことなどが示されました。

こうした中間取りまとめを踏まえ、クルーズ船の寄港が予定されている道内の港湾管理者等においては、順次、保健所を含む地域協議会の設置を進め、感染症への対応を迅速かつ適切に行える体制の構築に取り組んでいるところであります。

道といたしましては、国内外のクルーズの動向などの情報収集を図っていくとともに、北海道開発局及び運輸局との検討の場において課題を共有し、各地域協議会における調整が円滑に進むよう助言を行うなど、感染症対策に万全を期してクルーズ船の寄港が可能となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 水産林務部長佐藤卓也君。

○水産林務部長佐藤卓也君（登壇）藻場の整備についてであります。磯焼けが進んでいる日本海地域や、ウニの食害などにより昆布漁場が減少している地域では、藻場の維持増大を図る取組が重要でありますことから、道では、道総研工業試験場と連携し、ドローンで撮影した画像から海藻の繁茂状況を把握する解析技術を開発いたしますとともに、海藻を育てる増殖場の整備などを進めているところであります。

道といたしましては、こうした技術などを活用し、昆布の生育が不良な箇所におきまして、漁業者が取り組む胞子を放出する、いわゆる母藻の設置に支援をいたしますほか、海藻の種苗を付着させたブロックを設置し、ニシンなどの産卵と稚魚の生育の場の確保に努めるなど、良好な生育環境と資源の増大につながる藻場の整備を計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 総合政策部地域振興監佐々木徹君。

○総合政策部地域振興監佐々木徹君（登壇）第2期北海道自転車利活用推進計画案に関しまして、施策推進の考え方などについてでございますが、第2期計画における、交通安全や観光振興、利用環境整備といった多岐にわたる施策を効果的に進めていくためには、庁内はもとより、大学、企業、地方自治体など、官民が一体となって推進していくことが重要でありますことから、国や市町村、関係機関で構成する推進連携会議や、道内各地でサイクルツーリズムを推進するルート協議会などと緊密な連携を図ってまいりたいと考えております。

さらに、自転車利活用に向けた情報発信等を関係者が一体となって応援していただける環境づくりとして、企業や団体等の皆様による「もっと、自転車北海道。」サポーターによる連携促進など、オール北海道の体制で取組を進めるとともに、誰もが楽しむことができるサイクリ

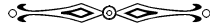
ベントの実施などによるサイクルルートの磨き上げなど、道内の各地域の持続的な発展や地域の活性化に向けた取組を積極的に支援してまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 佐藤禎洋君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後1時26分休憩



午後1時29分開議

○議長村田憲俊君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

桐木茂雄君。

○39番桐木茂雄君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

まず初めに、宿泊事業者の支援についてお伺いをいたします。

宿泊産業における新型コロナウイルス感染症拡大の長期化による影響は甚大であり、多くの事業者が現在の状況での事業継続に強い危機感を抱いており、事業継続が困難な状況の宿泊施設も多くあります。

御承知のとおり、関連する業種が多いことから、地域経済に及ぼす波及効果は大きく、長期化が地域へ与える影響は計り知れません。宿泊業者が、新型コロナウイルス感染症の終息期において、北海道経済の立て直しと地域経済の復活には重要な産業であることを認識すべきと考えます。

昨年の「G o T o トラベル」は、経済復興と雇用の確保の観点から、その効果は大きく、宿泊業者復活の光が見えたところでありました。もちろん、今後についても、旅行者の安心、安全を最優先とし、感染拡大の防止策をしっかりと講じた上で、即効性のある政策に取り組むべきと考えます。

政府が目指す、多極分散型の国土構造・地域創生の実現や、ポストコロナの新しい生活様式での観光スタイルの確立、国土強靱化等の国策を宿泊産業が核となって推し進めるべきと考え、以下、宿泊事業者に対する支援についてお伺いいたします。

先日、観光庁が、2020年の国内旅行の消費額が前年の54.9%減という速報値を発表いたしました。しかし、「G o T o トラベル事業」を開始したときは、ある程度戻したという結果も出ております。

観光需要喚起支援策として、利用停止期間における十分な予約確定代金に対する補填、回復期まで、「G o T o トラベルキャンペーン」が再開されるまでの間は、どうみん割などによる切れ目のない支援、また、「新しい旅のスタイル」を確立するための政策が必要と考えますが、所見をお伺いいたします。

また、金融支援に対してもさらなる拡充が必要と考えます。

長期化により、資金繰りの状況が逼迫する事業者も出てきています。特別貸付の返済期間の緩和や劣後ローンの利率を含めた利用条件の緩和に対する所見をお伺いいたします。

次に、酪農生産基盤強化についてお伺いいたします。

令和3年度の国の畜産・酪農経営安定対策の予算に、基盤強化の総合対策が示されました。中小酪農経営者の生産基盤維持や地域の生産体制の強化といった細かな部分にまで配慮された予算と考えます。

その中で、酪農ヘルパー要員の確保や育成、酪農家の疾病時利用の負担軽減などを支援する項目もあり、ヘルパーの確保育成を図るため、酪農ヘルパーを目指す学生の修学支援も盛り込まれています。

私は、昨年の第3回定例会において、ヘルパーの地位の確保、資金の安定、働き方改革など、雇用安定維持にどう取り組んでいくのか、質問をいたしました。道からは、人材の確保と雇用の安定に向けて、異業種からの人材確保、労働環境の処遇の改善などに努めるという答弁をいただき、今後の成果が期待できます。

以下、国の予算と関連し、取組についてお伺いいたします。

今回の予算にある修学支援の月6万円以内、最大2年や、ヘルパーの待遇改善の月3万円、12か月や、中堅ヘルパーの指導力向上に向けた取組等支援など、手厚い支援ではありますが、その支援をどう生かすかが重要であります。

道は、それぞれのヘルパー利用組合や業界団体とどのように連携して、こうした支援策を活用していく考えなのか、所見をお伺いいたします。

私は、酪農ヘルパーが、将来にわたって夢や将来設計を持てる職業でなければならないと思っております。酪農ヘルパーの地位向上に向けて具体的にどう取り組むのか、併せて所見をお伺いいたします。

次に、畜産振興についてお伺いいたします。

道は、第8次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画について、作成中と聞いておりますが、農業経営において、経営体質の強化は避けては通れない課題と考えます。と同時に、生産体制の強化や産業の強化は、長期的に将来を見据えた政策が必要であると考えます。

私の地元・釧路管内は酪農を中心とする地域であり、現在は、収益性、基盤強化も順調に来ていると思いますが、不安要素もあり、課題も浮き彫りになってきております。

肉用牛対策は、釧路管内にとっても新たな分野と捉え、和牛精液や受精卵移植などに活用した黒毛和種、交雑種の飼育が広がり、さらなる増頭や肥育部門の拡大が求められており、新たな調査研究を含め、取り組むべき必要があると考えます。

また、釧路バルク港湾を最大限に利用し、安価な飼料供給を実現できる環境も整いつつあり、経営体質の強化も図られております。

さらに、釧根の農村景観や食を生かした食と観光の魅力も発信できます。

そこで、生産基盤強化についてお伺いいたします。

酪農経営と肉用牛経営の連携強化が必須と考えますが、どのように進めていく考えなのか、お伺いをいたします。

また、和牛の生産拡大による牛肉の増産が求められていると思いますが、繁殖基盤の強化、一貫経営の推進、及び、屠畜場を含めた処理施設の強化策について所見をお伺いいたします。

次に、道の駅の防災拠点化についてお伺いいたします。

近年、全国で自然災害が頻発化、激甚化する中、北海道においても、北海道胆振東部地震や、台風、暴風雪による災害が発生しており、切迫する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など、災害への対応が急務であります。

道の駅は、北海道胆振東部地震で避難所として機能するなど、災害発生時の防災拠点としての役割が注目されており、外国人を含めた避難者の受入れのための環境整備や広域的な防災拠点として活用するための機能強化等が必要であり、地域と連携し、推進すべきと考えます。

国も、道の駅の防災拠点化を図るべく、今後、都道府県が策定する広域的な防災計画に位置づけのある道の駅の中から一、二か所を選定し、防災道の駅として認定する予定と承知しております。

道の駅は、市町村が設置、運営し、国土交通省が登録する制度のため、どちらかといえば道の関与が薄いと捉えられがちですが、広域的な復旧、復興の拠点とするため、地域防災計画に織り込み、道の駅と地域を連携させる道の役目があると考えます。

全道で、防災対応拠点として、道の駅への期待は高まっており、広域に対応する防災道の駅と地域の一時避難所の2段階構えで大規模災害への対応力を高める必要があると考え、以下、お伺いいたします。

道の駅の防災拠点化の推進に当たり、道路管理者と運営者である市町村の協力体制の構築が重要であり、防災協定を締結していることが望ましいと思いますが、現時点において、全道の道の駅における協定締結の状況についてお伺いをいたします。

また、防災力の強化は、あらゆる関係者との連携が必須であり、特に、市町村との連携は細部にわたる情報が命を、地域を守ることになり、振興局が市町村との連携における重要な役割を担うこととなります。

道の駅は、子育て支援やアンテナショップなど、多様な用途で活用される地域センターとしての役割が期待される施設ではありますが、道は、防災面での重要性をどのように認識し、どのように取り組んでいく考えなのか、所見をお伺いいたします。

次に、道営住宅についてお伺いいたします。

住民が生活する上で基本となるのが衣食住であり、どれも欠くことができない要素であります。

道が住民に提供している道営住宅は、国及び道が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する方々に対して低廉な家賃で賃貸し、道民の生活の安定と社会福

社の増進に寄与するものと考えます。

現在、道営住宅は全道で2万2065戸あり、私の地元・釧路町にある建設後30年を経過した72戸の道営住宅は、大型店舗や利便施設が近接しており、立地条件がよく、生活しやすいことから、利用者からの高評価をいただく半面、現在、数戸の空き住戸が出ていると聞いております。

入居者の募集に当たっては、釧路町と釧路市を含む、いわゆる釧路圏の道営住宅の指定管理者が、退去して空き家となった住戸の修繕を順次行い、応募状況や募集戸数のバランスなどを考慮しながら、年4回の公募を実施しているとのことですが、道営住宅への入居を希望される方々が大勢いる中、効率よく修繕を行い、住宅に困窮している方々に対し、入居機会の確保が図られるよう、適切に維持管理をすることが不可欠であると考えます。

また、道営住宅の整備は、まちづくりにもつながり、人口減で苦しむ中心市街地を利活用するために、地元市町村と連携しながら進める必要があるほか、高齢者が増える昨今、建物のバリアフリー化はもちろんですが、買物や通院に便利な立地に配置することも大切であり、例えば、老朽化した郊外型の団地をまちなかに整備することなどで、中心市街地のにぎわい対策にもつながるのではないのでしょうか。

まだまだ、住宅事情が十分とは言えない現状において、道民の住生活の安定や、今後の高齢者対策、中心市街地の活性化対策などは大変重要な課題であり、住生活を取り巻く状況が変化中、道営住宅について、改善を含め、どのように整備を進めようとしているのか、所見をお伺いいたします。

次に、地方自治体の営繕業務における技術者の確保についてお伺いいたします。

市町村に勤務する建築技術者は、公共建築物の新築・改築工事の設計監理のほか、建て替えや修繕に係る事業計画の策定、許認可業務等があり、また、技術的な業務以外に事務作業も多く、市町村の建築技術者の業務は多岐にわたっております。

その一方、建築技術者の募集に対する応募は依然として低調らしく、必要な人員の確保には至らず、公共建築工事の発注者として適切な役割を果たすことができるかが懸念されております。

また、国家資格である建築士の全国的な状況は、毎年、登録者数は増え、現在37万人となっておりますが、実際に活動を行う一級建築士は14万人程度との試算もあります。

国土交通省の資料によると、平成29年時における一級建築士の6割が50代以上と、高齢化が進んでおります。

ある町村においては、建築技術者を2名配置しておりますが、建築士の資格を有する1名は、業務多忙の上、この年度末をもって退職予定となっております。

小規模自治体においては、予算の都合などにより、最低限の専門職員しか配置できず、欠員による人員確保の不安は常態化している状況であります。釧路管内の現状も、7町村全てにおいて、欠員もしくは募集しても応募がなく、常に公募をかけている状況にあります。

市町村で建築技術者が不在となった場合、大規模工事の設計監理などを外部委託することは可能ですが、発注者として適切な業務を安定的に遂行するために、専門職員の常勤化は欠か

すことができません。特に、営繕などの適正な見積もりや検定業務など、市町村特有の業務に支障が出ていることも現実問題であります。

そこで、技術者の状況について、道として現状をどう捉え、市町村が適切に公共建築工事に取り組むための支援についてどのように考えているのか、お伺いをし、私の質問を終わります。

（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）桐木議員の質問にお答えをいたします。

最初に、宿泊事業者の方々への支援に関し、まず、観光関連施策についてであります。国は、昨年11月下旬の「Go To トラベル事業」における札幌市発着旅行の一時停止等に伴い、宿泊事業者の皆様に対し、キャンセル料見合いを支援しておりますが、その額では人件費や食材費などのコストが賄われないことなどから、道では、全国に先行して、除外された期間に限定をし、独自の支援を行うこととしたところであります。

また、徹底して感染を抑え込んだ後に、観光関連産業への影響の最小化に向けた効果的な取組を実施していけるよう、感染拡大の状況や年度変わりの人流の増加についても慎重に見極めつつ、どうみん割の再開について適時適切に判断をしまいる考えであります。

さらに、釧路市をはじめ、道内の各地域におけるワーケーションやアドベンチャー旅行といった新しい旅行スタイルに対する取組については、広大な自然、食、文化など、様々な魅力を有する本道にとって優位性があることから、道としても、その推進に向け、地域の皆様と一体となって取り組んでまいります。

次に、金融支援についてであります。感染症の影響が長期化する中、宿泊事業者の皆様をはじめとする道内の中小・小規模企業を取り巻く環境は、資金繰りの悪化や需要の低迷などにより、依然厳しい状況が続いているものと認識をしております。

このため、道では、金融機関の皆様に対し、事業者の方々の実情に応じ、既往借入金の返済条件の緩和について柔軟に対応するよう、繰り返し要請をしておりますほか、政府系金融機関の資本金劣後ローンについて、全国知事会や各都府県と連携をし、金利の引下げや融資期間の延長など、融資条件の緩和について国に要望いたしますとともに、これと協調した新たな道の融資制度を創設することとしているところであります。引き続き、関係機関の皆様と一層連携しながら、事業活動の維持や継続に向け、円滑な資金供給が図られるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、肉用牛の生産振興についてであります。全国一の飼養頭数を誇る本道の肉用牛生産が今後さらに発展していくためには、本道の豊かな酪農基盤を生かして、乳用牛への和牛精液の活用や受精卵の移植を効果的かつ効率的に進め、生産基盤の強化につなげていくことが重要であります。

特に、肉用牛生産の中核を担う和牛については、遺伝子の評価技術の活用により、優良な繁殖雌牛群と種雄牛の造成、作出を加速し、生産性や肉質等の向上を図ってまいります。

また、国の事業の活用や肥育技術の向上などを通じて、繁殖経営から肥育を行う一貫経営への転換を支援し、道産和牛肉の生産を拡大するなど、生産基盤を強化するほか、全道的な肉畜の生産や出荷の動向を踏まえた屠畜施設の適正な配置などを通じて、流通の合理化を図ってまいる考えであります。

最後に、道営住宅の整備についてであります。道では、道営住宅整備活用方針に基づき、市町村のまちづくりや住宅施策、少子・高齢化対策などと連携を図りながら、道営住宅の移転集約によるまちなか居住の促進や、団地集会所などを活用して福祉サービスを提供する子育て支援住宅やシルバーハウジングの整備を進めるとともに、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの視点に立った整備や、浴室のユニット化、オイルサーバーの設置など、居住性向上に向けた改善に取り組んできたところでございます。

道としては、今後とも、市町村と連携をし、持続可能な地域社会の形成に向けて、子どもから高齢者まで、全ての人が安全で安心して暮らせるよう、計画的かつ効果的な道営住宅の整備に努めてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 農政部長小田原輝和君。

○農政部長小田原輝和君（登壇）酪農ヘルパーについてであります。本道における酪農家1戸当たりの酪農ヘルパー利用日数は、令和元年度で年間23.8日と、年々増加している一方、ヘルパー数は減少しており、人材の確保と職業としての魅力の向上が大きな課題となっております。

こうした状況を踏まえ、国は、新年度から、酪農ヘルパーの育成確保に向けた事業を強化し、ヘルパーを目指す大学生などを対象とした修学支援や、ヘルパーの待遇改善などの支援を行うこととしたところであります。

道といたしましては、ヘルパー利用組合の全道組織や関係機関・団体とも連携しながら、事業説明会の開催やパンフレットの作成、配付などにより、このたびの支援内容の周知徹底を図りますとともに、人材の確保や雇用の安定に取り組んでいるヘルパー利用組合の優良事例や、新たな支援策の活用事例などを道内外に広く情報発信することで、支援策が有効に活用され、酪農ヘルパーの確保と地位の向上が図られるよう取り組んでまいる考えであります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 建設部長小林敏克君。

○建設部長小林敏克君（登壇）道の駅の防災拠点化についてでございます。道の駅は、東日本大震災や熊本地震の際に、地域住民の避難所や自衛隊などの活動拠点といたしまして利用されたことなどから、道の駅を防災拠点化する取組が進められており、現在、道内では、39の道の駅におきまして、設置者であります市町村と道路管理者との間で、災害時の利用に関する協定が結ばれているところでございます。

一方、国におきましては、大規模災害時に、自衛隊や警察、TEC-FORCE等の救援活動

拠点や緊急物資輸送の基地などといったしまして活用可能な道の駅を防災道の駅に認定し、必要な整備への支援を行うことが検討されているところでございます。

道といたしましては、地域の災害対応力の充実強化を図る上で、道の駅が重要な役割を担うものと認識しておりまして、地域の一時避難所としての利用のほか、広域的な防災拠点として活用が期待できる道の駅につきましては、防災道の駅への認定も視野に、国や市町村、関係機関と連携いたしまして、復旧、復興の活動拠点として必要な機能の強化に向けて取り組んでまいりる考えでございます。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 建設部建築企画監長浜光弘君。

○建設部建築企画監長浜光弘君（登壇）市町村の営繕業務における技術支援についてでございますが、道が本年1月に実施いたしました営繕業務に関するアンケート調査によりますと、103の市町村で建築技術職が2名以下、うち、7町村で不在となっております。

また、令和3年度の採用に向け募集を行いました74市町村中、32市町村で採用に至らないなど、職員の確保に苦慮している状況にあり、営繕工事の円滑な執行が難しい市町村も多いと考えております。

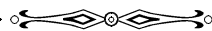
こうした状況を踏まえ、道といたしましては、市町村の公共建築物の品質確保を図るため、建築局内に営繕相談窓口を設置しておりますほか、市町村職員を対象に、入札・契約事務や設計・積算技術、道の工事現場を活用した検査臨場といった実践的な技術研修会を継続的に開催してきているところでありまして、引き続き、的確に市町村のニーズを把握するとともに、北海道建設技術センターなど、営繕工事の市町村支援を行う機関とも連携を図りながら、今後とも必要な技術支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 桐木茂雄君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後1時59分休憩



午後2時2分開議

○議長村田憲俊君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

宮川潤君。

○26番宮川潤君（登壇・拍手）（発言する者あり）日本共産党の宮川潤です。

通告に従い、順次質問いたします。

まず、2021年度予算等についてです。

道政執行方針の、ポストコロナの新たな未来を切り開く北海道づくりで、1番に位置づけられているのはデジタル化であり、農林水産業は、8番目に、農林水産を合わせて僅か170文字が記

述されているのみであり、本道の進むべき大道として、政策の中心により太く位置づけるべきではありませんか。

また、国連が採択した、家族農業や小規模農業を守り、発展させる方向性について、SDGsの観点からも、もっと力強く打ち出すべきですが、知事の見解を伺います。

持続可能な交通・物流ネットワークの形成として、運輸連合やMa a Sなどを強調していますが、持続的な鉄道網の確立として挙げられているのは、観光列車への助成と利用促進です。

知事の基本姿勢として、JRの路線は維持する、廃線にはしないということを明確に打ち出すべきではありませんか。

ポストコロナの北海道づくりには、医療、介護について、柱立てはありません。道内のどの地域でも安心して暮らしていくために、地域医療を守り、介護の体制づくりを進める政策、教育機関が充実していないために、若い世代がまちから出て行かざるを得ないということがあります。各地域で十分な教育を受けるための政策が欠落しています。

医療、介護、教育をどの地域でも受けられるように、各地域での生活基盤を整えることをしっかり位置づけるべきですが、いかがですか。

道政に臨む基本姿勢に、スマート道庁の取組を通じ、改革を進めるとしてはありますが、業務改革では、業務をコアとノンコアに色分けし、コア業務に集中させ、ノンコア業務を外部委託し、公共サービスの産業化と、その担い手を非正規労働に置き換えていくことにつながりかねません。

住民サービスの質の確保のためにも、これ以上の業務の外部委託化を進めるべきではないと考えますが、いかがですか。

予算の概要で、2021年度は370億円の収支不足としていますが、2012年度時点での見通しでは、2021年度に80億円の黒字を見込んでいました。一転して370億円の赤字に転落した収支悪化の原因、見通しが甘かった理由を明らかにしてください。

今後、十分な分析と検証を行い、より正確で信頼できる収支見通しを改めて道民に示すべきと考えますが、いかがですか。

次に、東京五輪札幌開催等についてです。

朝日新聞の五輪内定選手アンケートでは、練習が制限されているなどの不安が広がっています。練習環境が整わない国や、選手のワクチン接種ができない場合があります。

現下の情勢で、五輪の基本理念であるアスリートファーストが保障されると言えるのか、伺います。

選手、当事者からも、今夏の開催中止や不安を訴える声が多く、1月25日の朝日新聞の世論調査では、今夏に開催が11%しかいません。知事は、こうした声をどう受け止め、どう応えるのか、知事の具体的行動をお示し願います。

組織委員会が示した、聖火リレーにおける感染症対策ガイドラインでは、三密回避としながら、無観客とはしていません。ガイドラインの実効性を道独自で検証を行い、組織委員会に進言すべきと考えますが、どう取り組むのか、伺います。

当時の橋本聖子五輪相は、大会期間中、1万人程度の医療スタッフの確保としていますが、日本医師会の中川俊男会長は、受入れ可能ではないと表明しています。

知事は、五輪開催に伴う医療体制についてどう認識されているのか、このような現状でも安全な大会開催が可能とする根拠について、改めて伺います。

次に、ジェンダー平等社会の実現についてです。

森元首相の女性蔑視発言は、世界中から、ジェンダー平等社会の実現に逆行するものとして、怒りが沸騰しています。この発言について、知事はどのようにお考えですか。

また、道として、ジェンダー平等社会の実現のための取組をどのように行っていくのか、伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策等に関し、まず、コロナ対策予算についてです。

新年度予算案の感染症対策関係の予算は6541億円ですが、そのうち、知事の努力であることが明確な一般財源による事業は僅か31億円、0.5%です。一般財源を捻出してでも感染症対策を自ら進めていくといった知事の意味は感じられません。

予定していた事業でも、不要不急の事業を中止、先送りすることで、道独自の対策を充実すべきですが、そのお考えはありませんか。今後、事業の振替や追加の対策で、感染症対策の強化に向けて取り組む考えはありませんか、伺います。

次に、知事の姿勢と対策等についてです。

知事は、道政執行方針で、コロナ禍での共助を強調しました。一方、保健所のかげがえのない役割が明らかになるとともに、事業者やケアワーカーへの直接支援の必要性が改めて認識されました。

コロナ禍によって、公共や行政といった公助の重要性がますます明らかになったという認識をお持ちですか。今後、公助の強化についてどう考え、実行していくのか、伺います。

国立成育医療研究センターによれば、小学校4年生から6年生の15%、中学生の24%、高校生の30%に、中等度以上の鬱症状が見られました。子ども全体の17%が実際に体を傷つけた、24%が体を傷つけたい、死にたいと思ったと答えるなど、深刻な結果です。

昨年、独自に全道一律の休校要請を行いました。本道における子どもへの影響についてどう考え、どう対処するおつもりか、教育長の見解を伺います。

改正特別措置法、改正感染症法では、緊急事態宣言下やまん延防止等重点措置において、国民や事業者には罰則を科すことが可能となりました。重点措置で、知事は、私権制限につながる命令を出せますが、その判断はどういう根拠に基づいて下されるのか。判断と運用は特に慎重さが求められると考えますが、知事の見解を伺います。

また、その対応は保健所が行うこととなります。道民の私権制限や罰則を科すなどは、保健所の業務やあるべき姿に照らし、適切ではないと考えますが、いかがですか。

次に、医療・検査体制等についてです。

ワクチンの発症予防効果は確認されましたが、感染予防効果については明らかになっていませ

ん。知事は、ワクチンの効果についてどう認識されているのか、伺います。

ワクチン接種が始まって、社会全体での効果が確認されるにはかなりの時間がかかるため、ワクチン頼みになって、感染対策の基本的取組がおろそかになることがあってはならないと考えますが、いかがですか、知事の対処方針を伺います。

全国保険医団体連合会は、全国の154の市町村が独自に医療機関や医療従事者に給付、補助していることを明らかにしました。知事は、医療機関に減収補填を行う考えはありませんか。国に対して求めるべきですが、いかがですか、伺います。

重症者の病床確保、介護を必要とする感染者の入院体制確保など、なお今後の取組強化が求められているのではありませんか、認識と取組を伺います。

感染者数が減少傾向で、検査能力に余裕ができた今こそ検査を広げ、感染を抑え込むことが重要です。無症状感染者を把握し、市中感染の実態をつかむべく、戦略的なPCR検査の拡大方針を示すべきではありませんか、知事の見解を伺います。

しんぶん赤旗の調査では、25都府県が、社会的検査の実施または計画をしています。道として、社会的検査を行う必要性についてどのような認識をお持ちですか。検査拡大の考えと取組を伺います。

2010年、厚労省は、新型インフルエンザ対策総括会議において、保健所や地方衛生研究所について、組織や人員体制の大幅な強化が必要としました。2010年以降、道立保健所の組織と人員は大幅に強化されたのか、今後の対応と併せて伺います。

次に、事業者支援等についてです。

飲食関連事業者の取引業者への支援が実施されることとなりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で収入減となった各分野の事業者全体を支援対象として、収入減少の幅や事業の規模に応じた支援策を検討し、実施すべきではありませんか。また、支援は、1回で終わらせるのではなく、影響が長引いていることに鑑み、継続的に行うべきですが、どう考え、どう対処するのか、伺います。

次に、道民生活に関し、まず、地域医療構想と病院・病床削減についてです。

脳卒中や心筋梗塞などの心血管疾患の治療は一刻を争うものであります。地域医療構想によって、脳卒中や心筋梗塞の治療を行う急性期病院や、休日、夜間に受入れをしている救急病院が減少または病床が減少することになれば、救急患者の早期の治療開始に影響が生じると考えます。

脳卒中や心筋梗塞の急性期医療及び地域における救急医療体制の確保に向け、どのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

国は、給付金を道具に、病床削減へ向かわせようとしています。厚生労働省の病床削減支援給付金は、高度急性期、急性期、慢性期の病床を削減した場合に、給付金を出すとしています。

病床稼働率が高いほど給付金単価を上げ、90%以上の場合や、1日平均実働病床数以下まで削減する場合には最高額を支給することとしています。交付金を支給して病床削減を進めようとすることは問題だと考えますが、知事の認識はいかがですか。このような交付金事業には応じるべ

きではありませんが、今後の対応を伺います。

次に、行政のデジタル化等についてです。

北海道 Society 5.0 推進計画案では、マイナンバー制度等を前提とした仕組みが記載されています。マイナンバーカードを持たない人にも行政サービスを後退させてはなりません、どうお考えですか。

オンライン申請を進める一方、これまでの窓口業務や従来の書面申請等の利便性は維持されるのですか、併せて伺います。

政府は、健康保険や運転免許証など、あらゆる分野でマイナンバーカードの公的個人認証を進めていますが、情報をひもづけすればするほど、攻撃の対象となり得るではありませんか。

情報漏えいの危険は、どんなに対策を取ろうとしても、それを破壊しようとする者とのイタチごっこが収まることはなく、マイナンバー制度は、全国民の個人情報に絶えず危険にさらすことになり、我が会派は反対を表明していますが、この点での知事の認識を伺います。

次に、環境政策についてです。

昨年11月、衆参両院で、それぞれ、「私たちは「もはや地球温暖化問題は気候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち至っている」との認識を世界と共有する。」との決議を行っています。

私は、昨年4定の予算特別委員会の総括質疑で、知事に、温室効果ガス2050年実質ゼロの実現に向けて、2030年の中間目標について、野心的な設定をすべき、気候非常事態宣言をすべきと求めたところです。

このたび、2030年度に、2013年度排出量の35%、2551万トン削減する目標を立てたところです。2050年実質ゼロに向けた削減量は、2016年度を基準とすると、約6000万トン、割合にして約87%の削減が必要とされています。

この実現のために、あらゆる部門での温暖化ガス削減の取組が求められるのは言うまでもありませんが、火力、とりわけ石炭火力発電所を廃止し、再生可能エネルギーへの転換ができるかどうかを試金石であり、知事の真価が試されます。

実質ゼロに向けた温室効果ガス削減はこれまでにない取組であり、電力会社も含め、聖域を設けずに、果敢に進めなければなりません、決意を伺います。

SDGs は具体的な対策を求めています、2030年及び2050年目標への取組を北海道総合計画に位置づけて進めるべきだと考えますが、いかがですか。

次に、地方交通についてです。

JR北海道は、新たな法改正により、国からの支援で、新幹線開通に合わせたビル建設等の大規模開発を予定しています。道民生活と道内産業を支える地方路線を守るために、支援を生かすべきではありませんか。特に、留萌本線、根室本線などの、単独では維持困難と決めた路線の維持存続に努めるべきであります。

知事は、新幹線を優先するJR北海道を転換させ、留萌本線、根室本線をはじめ、地方路線を守る姿勢を道民に明らかにすべきですが、いかがですか。

北海道交通政策総合指針は、コロナ禍での乗客減からの回復を根拠なく期待していますが、現実の人の移動と事業者の経営を踏まえ、新たな観光の在り方や、障がい者、高齢者などへのきめ細やかなサービスなど、今後の交通の在り方を示すものへと見直しが必要です。

知事の今後の交通の在り方についての考えを伺うとともに、指針の見直しについてお尋ねします。

最後に、教育問題等に関し、まず、少人数学級についてです。

私ども日本共産党は、少人数学級の拡大を繰り返し求めて、国会では、中学校での少人数学級も検討するとされました。高校にも広げるべきだと考えますが、その効果と必要性についていかがお考えか、伺います。また、少人数学級に伴う教員確保はどのように行おうとしているのか、併せて伺います。

次に、特別支援教育についてであります。

昨年の第4回定例会で、特別支援学校の設置基準策定等を求める意見書を全会一致で可決しましたが、教育長の特別支援学校の設置基準についてのお考えを伺います。

知的障がい児の小・中・高校併設校では、児童増に校舎の整備が追いつかない状況が深刻であります。

私は、札幌伏見支援学校を視察いたしました。24学級が適正なところ、33学級にもなっており、作業室、多目的室を普通教室に転用、グラウンド、プールはなく、職員室は3か所に分散しています。

特別支援学校における教室不足、狭隘化についての現状と認識について伺います。

児童の障がいによって、落ち着くことのできる静かな場所が必要であり、確保できるよう、余裕を持った整備をすべきであります。今後の整備の在り方についても伺います。

次に、図書館の在り方等についてです。

図書館の自由に関する宣言は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、資料と施設を国民の利用に供する、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実の反省の上に、国民の知る自由を守り、広げていくとしています。

教育長に伺いますが、この図書館の自由に関する宣言をどう評価されていますか。全面的に本道の図書館行政に生かされていくのか、伺います。

刑事訴訟法第197条第2項を根拠に、警察が令状なしで捜査関係事項照会を図書館に行い、利用者情報を求めた事例が多発しており、札幌弁護士会は、61市町村の102館中、10館が照会を受けたことを明らかにしています。

図書館への令状のない捜査関係事項照会は、宣言に照らし、回答すべきではないと考えますが、教育長の見解を伺います。

図書館への利用履歴等の照会は、思想信条の自由、プライバシー権を侵害する危険が高くなっています。刑事訴訟法第218条に基づき、裁判所からの令状を得て行うべきではありませんか、警察本部長の見解を伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）宮川議員の質問にお答えをいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、農業の振興についてであります。農業は本道の基幹産業であり、家族経営を主体とする多様な担い手の方々が、水田や畑作、酪農、畜産、園芸など、地域の様々な農業生産活動を通じて環境保全や集落機能を維持するなど、本道経済のみならず、我が国の食料自給や多面的機能の発揮に大きく貢献しているものと認識をしております。

現在策定中の新たな農業・農村振興推進計画においては、担い手の方々が、規模や形態にかかわらず、地域の主体性や個性を発揮しながら、多様な農業を展開できるよう支援していきまるとともに、SDGsの達成に向けても、農業生産基盤の整備やスマート農業技術の導入、クリーン農業などを積極的に推進することとしております。

私としては、こうした取組により、小規模農家の皆様をはじめ、多様な担い手の方々が将来に希望を持ち、次の世代に経営を引き継いでいくことができる力強い農業、農村の確立に取り組んでまいります。

次に、道政における医療、介護、教育についてであります。人口減少や少子・高齢化に伴い、医療・介護需要の増加に対応した質の高い医療・介護サービスの提供体制を確保するとともに、子どもたちが、生まれ育った地域等に左右されず、安心して質の高い教育を受けることができる環境を整えていくことが重要であります。

このため、道では、将来にわたり安心できる地域医療の確保や、高齢者の方々などが住みなれた地域で安心して暮らせる社会の形成に向け、遠隔医療による地域の医療機関の支援や地域包括ケアシステムの構築、医療・介護サービスを担う人材の確保や定着などに取り組んでまいります。

また、地域における教育環境の整備を推進していけるよう、道教委とも連携しながら、地域密着型の学習活動や遠隔教育の充実に努めるなど、必要な施策を着実に推進してまいります。

次に、東京オリンピックについてであります。現在、IOCや大会組織委員会では、オリンピックの本質は競技とアスリートにあるとの理念のもと、コロナ禍での安全、安心な大会の開催に向け、選手や大会関係者などの感染症対策に関して、世界陸連や各国の関係団体の方々とも議論を進めているところであります。

その中では、国際的な競技大会での感染症対策の実施例なども踏まえ、アスリートの皆さんが安心して大会に参加できるよう、人との接触を最小限に抑えることや、定期的な検査の実施、衛生管理の徹底などに関する具体的な対策が検討されているところであります。

道としては、これらの動向を踏まえ、大会組織委員会や札幌市などの関係自治体の皆様と連携をしながら、北海道・札幌マラソンフェスティバル2021などを通じて、参加者の方々の感染防止や沿道での応援対策などに取り組むことで、大会本番でのアスリートや観客、道民の皆様など、

全ての方々の安全、安心の確保につなげるよう取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に関し、まず、来年度の政策展開についてであります。道では、厳しい財政運営が見込まれる中、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底することはもとより、民間資金や国の施策を一層効果的に活用するなど、政策展開に向けた財源の確保を図ってきたところであります。

とりわけ、感染症対策に関しては、国の基本的対処方針の下で、各地域の実情に応じた施策を講じていくことが必要であることから、包括支援交付金や地方創生臨時交付金など国の施策を最大限活用し、感染拡大の防止と社会経済への影響の最小化に向けて、必要となる予算を取りまとめました。

道としては、引き続き、感染状況を注意深くモニタリングしながら、これらの施策の着実な推進を図っていきますとともに、厳正かつ効果的な予算執行を徹底しつつ、さらなる対策が必要となる場合には国への働きかけを行うなど、財源を確保し、機を逸することなく機動的に対応してまいります。

次に、今後の政策推進についてであります。本道においては、長引く新型コロナウイルス感染症の流行により、地域社会や経済活動に深刻な影響が及び、多くの皆様が、日々の暮らしや将来に対し、大きな不安を抱かれています。

私は、本道の行政を預かる知事として、道民の皆様の命と暮らしを守り抜くことを心に刻み、その対応にしっかりと取り組む考えであります。

このため、ワクチン接種をはじめ、検査や医療提供体制の整備など、感染対策の一層の推進を図りますとともに、社会経済への影響を最小限に抑えるため、感染防止や事業継続に取り組む事業者の皆様への支援や、生活基盤が脆弱な方々へのセーフティネットの充実に取り組むなど、全庁を挙げて暮らしの安心確保に向けた施策を積極的に展開してまいります。

次に、新型インフルエンザ等対策特別措置法等についてであります。道では、今般の特措法や感染症法の改正による道民の皆様や事業者の方々への罰則等の適用に当たっては、知事権限の行使に際し、慎重な運用を求める附帯決議や、特措法第5条の基本的人権の尊重、感染症法第22条の2の最小限度の措置等の規定を踏まえつつ、まずは、措置の対象となる道民の皆様や事業者の方々に協力要請の措置等を十分に御理解いただくことを前提に対応いたしますとともに、国の通知に沿って、慎重かつ適切に進めてまいりる考えであります。

また、保健所は、これまでも、地域保健法の下、公衆衛生の確保を図る地域保健の拠点として、感染症法をはじめとした関係法令に基づき、行政指導や必要に応じて、行政命令などといった行政行為を行っているところであります。特措法改正に伴う具体的な対応に際しては、新年度の組織改正による新たな体制の下、改正特措法による措置とともに、入院勧告や積極的疫学調査等の改正感染症法に伴う業務について、保健所が中心となり、振興局と緊密に連携をし、対応してまいります。

次に、新型コロナウイルスに係る検査体制についてであります。道では、重症化リスクの高

い方が利用する高齢者施設等については、職員や入所者に対する検査の実施など、感染拡大防止に向けた取組を効果的に進めることが必要であると考えております。

このため、高齢者施設等に対し、症状のある方がいる場合には、速やかに保健所へ御連絡をいただくよう引き続き積極的に呼びかけますとともに、感染者を確認した場合には、症状の有無にかかわらず、全ての職員や入所者等にPCR検査等を実施するなど、幅広く検査を行っているところであります。

今後は、感染の拡大が見られる地域における行政検査の対象を感染者が発生していない施設に拡大するなど、柔軟な対応に努めますほか、感染対策の決め手であるワクチンの接種状況を見据えながら、多様化する検査方法の活用について、その精度や効率性なども勘案しつつ、感染拡大防止の観点から、効果的な検査の在り方について早急に検討を進めてまいります。

次に、事業者の皆様への支援についてであります。昨年の秋以降の感染症の再拡大に伴う時短や外出自粛などにより、全道の様々な事業者の皆様に影響が及んでいることから、道では、事業者の皆様への支援として、独自の支援金制度を新たに創設し、現在、国の一時支援金等を参考にしながら、道議会での御議論も踏まえ、早急に制度の詳細な検討を進めているところであります。

道としては、本制度を通じ、時短や外出自粛などの影響を受け、売上げが大きく減少し、厳しい経営環境に置かれている事業者の皆様幅広く支援が行き届くよう取り組みますとともに、ワンストップ相談窓口を通じた経営相談や専門家の派遣のほか、今後の感染状況を慎重に見極めながら、各種需要喚起策にも取り組むなど、引き続き、苦境にある事業者の皆様の経営継続を支援してまいります。

次に、地域医療構想についてであります。国が本年度創設した、病床削減の支援給付金制度については、2次医療圏ごとに設置する地域医療構想調整会議の合意を得て、病床の削減を行う病院の再編や統合などに伴う債務の承継、職員の雇用などに必要な費用を支援するものであります。地域における病床機能の分化や連携を進める上で、医療機関への支援につながっているものと認識しております。

地域に必要な医療を継続して確保するためには、急性期から回復期、慢性期、在宅医療に至るまで、バランスの取れた医療を効率的に提供する体制を構築することが重要であると考えており、道としては、今後とも、地域医療介護総合確保基金を活用し、急性期機能の集約化や病院の再編などに伴う施設整備等に対し支援するなどし、将来を見据えた医療提供体制の構築に向け、取り組んでまいります。

次に、マイナンバー制度のセキュリティーの確保についてであります。マイナンバー制度の運用に当たっては、個人情報等の漏えい防止が何よりも重要であり、ネットワークの分離や個人情報の分散管理などといったハード面の対策とともに、マイナンバー法において、関係職員への研修が義務づけられているほか、個人情報保護委員会による監査、監督が実施されるなど、ソフト面においても様々な対策が講じられております。

マイナンバー制度は、行政の簡素・効率化や国民生活の利便性の向上とともに、公平公正な社会を実現するための基盤であると考えておりまして、道としては、個人情報徹底管理に努めることはもとより、情報セキュリティの脅威の多様化を踏まえ、安全対策について不断の見直しを行うことを国に要請するなど、制度の円滑な運用が図られるよう、適切に対応してまいります。

次に、ゼロカーボンの実現に向けた取組についてであります。道では、2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向け、様々な施策について脱炭素の視点から検討を進めるとともに、庁内での連携はもとより、産学官連携による取組を進めてまいる考えであります。

また、道民の皆様や事業者の方々なども目指す姿のイメージを共有するとともに、省エネの取組や再エネの導入による削減効果を分かりやすく示す取組の見える化を図りながら積極的な行動を促進するなど、社会システムの脱炭素化の着実な推進や本道の強みである豊富な再エネの最大限の活用など、ゼロカーボン北海道の実現に向け、積極的に取り組んでまいります。

一方で、脱炭素化の潮流やポストコロナを見据えて、人々の価値観や生き方の見直しといった社会変革の動きが本格化し始めており、こうした変化への的確な対応に向け、総合計画を見直すこととしており、カーボンニュートラルの推進についてもしっかりと位置づけてまいります。

最後に、北海道交通政策総合指針についてであります。道では、本道のさらなる発展を支える交通ネットワークの実現に向け、各般の施策を展開してまいりましたが、本年度は、指針の推進に関し、策定後3年間にわたり集中的な取組を進めてきた重点戦略の最終年であることから、施策の推進状況について点検や評価を行う運輸交通審議会などを開催し、委員からは、ポストコロナ時代を見据えた新たな対応の必要性をはじめ、本道の交通を取り巻く持続的な課題の解決についても着実に進めていくことが重要であり、来年度以降の重点戦略について検討を進めるべきといった御意見をいただきました。

道としては、こうした御意見を踏まえ、新たに、交通事業者をはじめ、学識経験者や経済団体の皆様などで構成するワーキンググループを設置して、感染症拡大への対応はもとより、利用者の減少や運転手不足など、様々な課題を十分に踏まえた上で、中長期的な視点に立った議論を進め、新たな重点戦略案を取りまとめたところであり、今後、議会議論を踏まえて、年度内に成案を得てまいる考えであります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 総合政策部交通企画監柏木文彦君。

○総合政策部交通企画監柏木文彦君（登壇）初めに、持続的な鉄道網の確立についてであります。道におきましては、本道の持続的な鉄道網の確立に向けては、JR北海道の徹底した自助努力と国の実効ある支援に加え、地域としても可能な限りの協力や支援が重要と認識しております。

このため、道といたしましては、北海道高速鉄道開発株式会社による車両取得に対する支援な

どを通じ、鉄道の利用をさらに拡大する取組を推進するとともに、鉄道活性化協議会によるおもてなしなどの取組を進めつつ、沿線自治体による利用促進施策と連携した取組を戦略的に展開し、着実に成果を積み重ねながら、本道の持続的な鉄道網の確立に向けて取り組んでまいります。

次に、地方路線に関する協議についてであります。現在、JR北海道では、国の監督命令に基づき、経営改善に向けて、長期経営ビジョンや中期経営計画に盛り込んだ取組を進めているところであり、JR北海道の事業範囲の見直しに当たりましては、それぞれ異なる事情を抱える沿線地域の方々の御意見を踏まえながら、道と地域が一体となってJR北海道との検討協議を進めていくことが重要と考えております。

道といたしましては、今後とも、交通政策総合指針の考え方に基づき、沿線自治体はもとより、関係者の皆様と地域交通の確保に向けて十分に議論を尽くすとともに、JR北海道に対し、地域と真摯な姿勢で対応するよう求めてまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 総務部長兼北方領土対策本部長平野正明君。

○総務部長兼北方領土対策本部長平野正明君（登壇）令和3年度予算等に関し、まず、業務改革の取組についてでございますが、人口減少と高齢化の進行とともに、生産年齢人口の減少に伴う労働力不足などが見込まれる中、限られた人員のもと、今後の行政需要に的確に対応し、安定的で持続的な行政サービスを提供し続けていくことが必要でございます。

このため、道では、スマート道庁の取組を通じ、業務の効率化や省力化に向けて、定型的、反復的で作業量の多い事務を自動化するRPAの導入といったICTの活用のほか、押印や添付書類の廃止など、様々な手法を用いながら、仕事の進め方の見直しに取り組んでいるところでございます。

こうした取組を継続的、積極的に進め、より多くの時間を生み出すことで、職員が、地域や道民ニーズへの対応に加え、政策立案に直接つながる業務に集中できる環境をつくり、行政サービスの一層の質の向上につなげてまいりたいと考えてございます。

次に、収支見通しについてでございますが、道財政の中期展望は、毎年度の当初予算編成に合わせてローリングを行い、直近の状況を反映してお示ししているところでありますが、平成28年度当初予算の時点から、令和3年度は収支不足額が生じる見通しとなっているところでございます。

また、このたびお示しをいたしました令和3年度の収支不足の見込み額と、平成24年度当初予算時点での見込み額との差は、近年の大規模災害を踏まえた施設の更新、維持管理、耐震改修等への対応による投資的経費の増加や、燃料費や労務単価の上昇といった維持管理費の増加などに加えまして、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、手取りベースの道税収入等が見込みを下回っていることなどにより生じているところでございます。

道財政は、国の施策などの影響を大きく受ける構造にありますが、今後の収支見通しの推計に

当たっても、その時点で見込み得る変動要素を可能な限り反映するとともに、そうした試算の前提条件も明らかにしながら対応してまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 環境生活部東京オリンピック連携推進監阪正寛君。

○環境生活部東京オリンピック連携推進監阪正寛君（登壇）東京オリンピックに関し、まずは、聖火リレーにおける感染症対策についてでございますが、先月25日に大会組織委員会が公表したガイドラインでは、三密の回避や関係者の体調管理などの基本的対策のほか、沿道やセレモニー会場など、聖火リレーの場面ごとの対策が示されておりますとともに、各都道府県の感染状況などを踏まえて、公道でのリレーを見合わせるなど、実施方法を変更する場合があることも示されているところでございます。

道といたしましては、6月の聖火リレーの実施に向けまして、ガイドラインで示された感染症対策を徹底することはもとより、今後の感染状況や、今月25日から始まります他府県での沿道対策などについて、大会組織委員会や市町村と情報を共有した上で、適切な実施方法について協議していくことにより、聖火ランナーの皆様や地域の方々の安全、安心を最優先として実施できますよう取り組んでまいります。

次に、安全な大会の開催についてでございますが、東京大会の開催に向けましては、昨年12月に、国や大会組織委員会、東京都など関係者が一体となって、新型コロナウイルス感染症対策を中間整理として取りまとめたところでございます。

現在、大会組織委員会では、この中間整理を基に、感染症全般に関する情報集約と事態対応などを担います感染症対策センターの設置や、関係自治体との調整などに取り組み、感染症への万全な対応のための体制構築を進めていると認識しております。

道といたしましては、選手の皆様や大会関係者の方々などが安心して大会に参加する上で、けがや病気はもとより、感染症への対応が重要と考えており、大会組織委員会が進めております医療従事者の確保や、選手などの検査、入院・療養体制の構築に向けまして、札幌市とともに調整を進めてまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 環境生活部長築地原康志君。

○環境生活部長築地原康志君（登壇）ジェンダー平等社会の実現に関し、男女平等参画の推進についてでございますが、森前組織委員会会長の発言は、オリンピック、パラリンピックの精神に反するだけでなく、道はもとより、国をはじめ、様々な主体において女性の参画拡大を推進している中、不適切な発言であり、撤回すべき内容であったと受け止めております。

この発言の背景には、社会の中で根強く残る性別による固定的な役割分担意識があると考えられ、女性の社会参画の推進に当たりましては、こうした状況を解消することが必要でございます。

このため、道といたしましては、官民で構成する北の輝く女性応援会議を通じた取組などによ

り、企業、団体等の意識啓発や機運醸成を図るとともに、庁内はもとより、関係機関や団体等と緊密に連携をし、様々な方針や意思決定プロセスへの女性の参画拡大、仕事と家庭生活が両立できる暮らしやすい環境づくりなど、あらゆる世代や分野に男女平等参画意識がしっかりと根付き、男女が共に自立した個人として尊重される社会の実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 保健福祉部長三瓶徹君。

○保健福祉部長三瓶徹君（登壇）新型コロナウイルス感染症対策等に関し、まず、ワクチンなどについてでございますが、厚生労働省によりますと、ワクチンの感染予防効果は実証しにくく、臨床試験だけで確認することは難しいとされておりますが、添付文書の臨床成績では、本剤接種群とプラセボ接種群の2群に分け、臨床試験を行った結果、解析対象例数に対し、新型コロナウイルスによる感染症確定例数を比較したところ、感染症に対するワクチンの有効性は95%となっており、通常のインフルエンザワクチンの約40%から60%と比較し、高い発症予防効果があると考えられます。

こうした中、道といたしましては、ワクチン接種が進む中におきましても、この感染症との闘いは続いていくものと考えており、今後におきましても、徹底的な疫学調査やPCR検査、集団感染対策などに取り組むとともに、道民の皆様や事業者の方々には、小まめな手洗い、手指の消毒、マスクの着用をはじめとする「新北海道スタイル」を実践、徹底していただくなど、基本的な感染対策をお願いするなどし、全道が一丸となって感染拡大防止の取組を積極的に進めてまいりる考えでございます。

次に、医療提供体制についてでございますが、道では、感染症患者を受け入れる医療機関などに対しまして、緊急包括支援交付金を活用し、受入れ病床の確保や医療機関等の整備、院内感染防止対策などを支援してきておりますが、今般の全国的な感染拡大に伴いまして、国では、新たに、緊急支援事業を創設し、患者に対応する職員の人件費への補助を行うほか、回復期患者に対する診療報酬の特例措置を講じるなど、新たな支援策も実施しているところでございます。

道といたしましては、次年度以降も緊急包括支援交付金を活用しながら医療機関への支援を継続していくこととしてございますが、今後とも、地域の医療提供体制が維持できますよう、医療機関への支援制度の充実と十分な財政措置につきまして国に要望してまいります。

また、今後の感染の再拡大を想定し、受入れ病床のさらなる拡充に加えまして、高齢患者や回復患者を受け入れる病床確保を進めるなど、医療機関の機能や特性を踏まえながら、役割分担を明確にし、医療提供体制の一層の充実を図ってまいります。

次に、保健所の体制についてでございますが、道では、これまで、その時々々の社会情勢の変化に合わせて、限られた人員を有効に活用しながら、保健所の機能や組織体制について不断に見直しを進めてきたところでございます。

今般の新型コロナウイルス感染症対策では、相談対応や積極的疫学調査、患者の入院調整や搬送など、保健所の業務負担が増大したことから、業務の外部委託や会計年度任用職員の採用を進

めるとともに、本庁や振興局からの応援体制を整備するなどして対応してきたところでございます。

今後も、本感染症対策はもとより、ワクチン接種体制に係る市町村支援等、健康危機管理の拠点といたしまして保健所の役割は一層重要となるため、道では、新年度の組織機構改正において、感染症対策に従事する保健師を増員するとともに、保健所設置市との連携強化を担う職員を新たに配置することとしたところでございまして、今後も、保健・医療・福祉行政に求められる役割に迅速かつ的確に対応するため、効果的、効率的な組織体制の構築を図り、保健所機能の充実に取り組んでまいります。

最後に、道民生活に関し、救急医療体制の確保についてでございますが、道では、各圏域の地域医療構想調整会議において、急性期から在宅医療まで、バランスの取れた医療を効率的に提供する体制の構築に向け、圏域全体で必要な医療を確保するという視点に立って議論を進めているところでございます。

また、脳卒中や心血管疾患の急性期医療につきましては、発症後、早期に適切な治療を受けることができるよう、各圏域の保健医療福祉圏域連携推進会議において、地域における課題等について意見交換を行うなど、医療機関相互の連携を図り、必要な医療連携体制の確保に努めているところでございます。

道といたしましては、引き続き、各圏域の調整会議等における検討状況も踏まえまして、市町村や医師会、消防機関などで構成いたします総合保健医療協議会で協議を行いながら、脳卒中や心筋梗塞などの急性期医療を含めた救急医療体制の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 総合政策部長倉本博史君。

○総合政策部長倉本博史君（登壇）行政のデジタル化等に関し、行政サービスについてでございますが、マイナンバーカードは、オンラインで行政手続を行う際の電子証明書として必要なものであり、自宅から行政手続や確定申告を行えるなどのメリットがございますが、マイナンバーカードを所有されていない方々に対しましても、書面による申請の受付などを通じて、必要な行政サービスが引き続き提供されることとなっております。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 教育長小玉俊宏君。

○教育長小玉俊宏君（登壇）宮川議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策に関しまして、児童生徒への影響とその対応についてでございますが、昨年の一斉臨時休業は、集団感染の拡大を防止するなど、学校における対策の充実に必要との判断から、市町村教育委員会に対し要請をし、その後、国からの要請を受け、継続したものであります。

この間、友達と会えないことによるストレスや学習の遅れに対する不安などを抱えていた児童生徒が多くいたものと考えております。

本年1月に道が中・高校生を対象に実施したアンケートでは、再開後の学校生活に不安を感じたと回答した生徒の割合は1割程度であり、これは、各学校において臨時休業期間中も含め、学びの継続のための工夫や、子どもたちをきめ細かく見守り、一人一人に応じた心のケアを行ってきたものによるものと考えております。

また、感染症に関する正確な情報提供やオンラインによる授業や交流を求める声が多かったことなども踏まえまして、今後は、児童生徒が感染症をより正しく理解し、自ら予防行為を取ることができるよう、分かりやすい情報発信に努めるとともに、1人1台端末の導入によるオンライン授業をはじめとするICTを有効に活用した学習活動を充実するなどして、学びを止めない、心を近づける教育を推進してまいります。

次に、教育問題等に関しまして、まず、少人数学級についてであります。少人数学級は、主体的、対話的で深い学びの実現や、教員が生徒一人一人に向き合う時間を確保し、きめ細やかな指導を行う上で効果があると認識しており、高等学校においても、義務教育と同様、有効であると考えております。

このたび、国では、小学校で順次拡大することといたしましたが、高校で実施するためにはさらなる教職員定数の改善が必要であり、国に対し、改善が行われるよう、引き続き強く要望してまいります。

また、教員の確保に向けましては、各種広報活動に加え、教員の採用選考検査における東京会場の設置など、様々な対策を講じているところであり、今後は、さらに、教職員のやりがいを体感する草の根教育実習システム等を一層進めるとともに、働き方改革による職場環境の改善などを行い、質の高い教員の確保に取り組んでまいります。

次に、特別支援学校の設置基準についてであります。本年1月に中央教育審議会が取りまとめた答申におきまして、特別支援学校の教育環境を改善するため、国として学校に備えるべき施設を定めた設置基準を策定するよう提言しております。

特別支援学校では、全国的に在籍者数の増加による慢性的な教室不足が続いており、国としても狭隘化を解消するため、設置基準を設けることは、教育環境を整備する上で大変意義あるものと認識しております。

次に、知的障がい併設校の教室不足等の現状についてであります。障がいのある子どもの教育的ニーズや保護者の特別支援教育に対する理解の深まりなどにより、特別支援学校への入学希望者の増加が続き、児童生徒の増加が続いている学校では、特別教室の転用などにより普通教室を確保しております。

文部科学省の調査によりますと、令和元年度は、全道の17校で112教室の教室不足が生じており、障がいの状態に応じたきめ細やかな支援を行う観点から検討を行う必要があると考えております。

次に、今後の整備の在り方についてであります。自閉症等を併せ持つ子どもには、気持ちの高ぶりを落ち着かせるクールダウン等のための場所の確保が求められるなど、特別支援学校にお

いては、普通教室のほかにも、障がいの特性に応じた施設設備の工夫が求められます。

道教委といたしましては、新たに国で策定される予定の特別支援学校の設置基準を踏まえながら、子どもたち一人一人の指導ニーズに応じた教育環境の充実に努めてまいります。

次に、図書館の自由に関する宣言についてであります。この宣言は、昭和29年に公益社団法人日本図書館協会が採択をし、国民の表現の自由と知る自由を保障するという図書館の行動規範を自ら示したものであり、図書館の設置運営に当たって、重要な考え方として広く社会に受け入れられているものと評価しております。

こうしたことを踏まえ、道内の公立図書館の職員を対象とした研修におきまして、今後も図書館職員の理解を図ってまいります。

最後に、図書館への捜査機関からの照会についてであります。図書館の自由に関する宣言におきましては、令状を確認した場合を除き、利用者の読書事実を外部に漏らさないことを原則としております。

また、個人情報保護法におきましては、利用目的以外の個人情報の利用提供は原則禁止されておりますが、総務省からは、捜査関係事項照会などがこの原則から除外される例として示されております。

これらを踏まえますと、捜査関係事項照会は刑事訴訟法に基づくものであり、回答することは可能と考えられますが、利用者の読書事実などは取扱いに特に配慮を要するものであるため、原則として、令状に基づき対応すべきものと考えております。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 警察本部長小島裕史君。

○警察本部長小島裕史君（登壇）宮川議員の御質問にお答えをいたします。

捜査関係事項照会についてであります。刑事訴訟法第197条第2項では、「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」と規定されておまして、道警察では、この規定に基づき、捜査目的を達成するために、必要な事項について照会を実施しております。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 宮川潤君。

○26番宮川潤君（登壇・拍手）（発言する者あり）それぞれ御答弁をいただきましたが、再質問を行います。

初めに、知事の政治姿勢に関し、第1次産業の位置づけについてであります。

第1次産業の位置づけを質問いたしましたが、農業振興方針等についての答弁でした。

水産業についても、SDGsにおいて、小規模で漁業を行う漁師たちが、海洋資源や市場を利用できるようにするとされており、林業は、北海道地球温暖化対策推進計画で、二酸化炭素吸収源としての森林の整備、保全等の推進とされています。

農業に加え、水産業、林業について、さらに重きを置いた位置づけが必要であるということ

指摘いたします。

次に、スマート道庁の業務改革についてであります。

スマート道庁に関し、業務をコアとノンコアに色分けする問題について、外部委託につながりかねないとただしましたが、答弁は、様々な手法とし、外部委託をするともしないとも言わないので、よく分からないものであります。

公務の外部委託は、低賃金で不安定な非正規労働を増やす公共サービスの産業化という問題であります。これ以上進めるべきでないことを指摘しておきます。

次に、東京五輪札幌開催等についてであります。

知事の答弁は、五輪選手や関係者、国民の多くが感じている不安に何ら答えてはおりません。知事は、選手や当事者がどんな思いで声を上げているのか、御存じでしょうか。

水泳の萩野公介選手は、五輪は開催されなくてもいい、人の命が何よりも最優先、それに勝るものはこの世に存在しない、日本五輪委員会の山口香理事は、国民を置いてきぼりにした前のめりの姿勢は、政治とか経済とか、別の理由や思惑があるのだろうと冷めた目で見られていると発言しています。

知事はこうした発言をどう受け止めますか。重く受け止め、中止も含めたゼロベースからの開催の是非を再検討すべきではありませんか、伺います。

コロナ感染患者とワクチン接種で医療体制が逼迫している最中に、五輪の医療確保が必要な医療を圧迫します。具体的な根拠も示さず、ただ開催ありきだけではあまりにも無責任と考えますが、いかがか、伺います。

本道の医療を守る責任者である知事は、五輪開催によって本道の医療にどれだけの影響があるとお考えですか。

次に、新型コロナウイルス感染症対策等に関し、知事の姿勢と対策等についてであります。

知事は、道政執行方針で、ピンチをチャンスにとして、クラウドファンディングで寄附等がたくさん集まったことを共助の輪として、さらに大きな力にしたいとおっしゃっています。

知事として、道民の命と暮らしを守り抜くことを心に刻むと答弁されましたが、そのための施策が公助であり、菅首相が自助、共助、公助と述べ、公助の位置づけで批判を受けましたが、知事は、寄附集めの共助だけではなく、とりわけ、コロナ禍において、自らの責任で道民を守る公助の重要性についてお示し願います。

次に、医療・検査体制等についてであります。

私ども日本共産党は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、無症状者の感染者をいかに早く、多く特定するかを問題にしてきました。

すなわち、感染集積地を明確にし、その地域の住民、事業所の在勤者の全体に対してPCR等検査を実施することや、医療機関、高齢者施設への定期的検査を求めてきました。札幌市などの自治体が、施設職員への検査に踏み出しています。

先ほどの答弁で、感染拡大が見られる地域における行政検査の対象を感染者が発生していない

施設に拡大するとのことで、道として初めての取組となるものであります。検査の対象を広くし、無症状感染者を1人でも多く、早く把握するように、指摘をいたします。

2010年、厚生労働省が、新型インフルエンザ対策総括会議報告書で、地方自治体の保健所や地方衛生研究所などの組織や人員体制の大幅な強化をすべきだとしました。

私は、先ほど、道立保健所の組織と人員は強化したのかと質問しましたが、答弁は、不断に見直しをしてきたと、強化したのか縮小したのか分からない答弁でした。2010年以来、強化をしてきたのか、改めて伺います。

国は、来年度から2か年で保健所の保健師を増員する方針を打ち出しました。しかし、国の増員基準では、1保健所当たり1人増員するのがやっとであり、到底足りません。

道として、国の措置に上乘せをして増員するのか、知事の姿勢を伺います。

次に、道民生活に関し、地域医療構想と病院・病床削減についてであります。

脳卒中及び心筋梗塞の治療を行う急性期病院、休日、夜間の救急病院が減少したために、治療開始までに時間がかかるようになることは重大であります。

基本は、医師等の確保を進めることを前提に、救急・急性期病院を減らさないこと、2次医療圏ごとの自給率を高めることですが、知事の見解はいかがか、伺います。

地域医療構想が、急性期等の病床を削減し、病院の統廃合を進めようとしていることは問題ではありませんか、伺います。

病床削減支援給付金は、病床稼働率が50%未満の場合、1床削減すると114万円の給付金がもらえ、稼働率が10%上がるたびに給付金も上がり、90%以上だと2倍の228万円がもらえる仕組みです。

病床稼働率が高いということは病床の必要性が高いということですが、そういう病床ほど、高い給付金によって削減しようとするものであります。

1日平均実働病床数以下まで削減することを対象とした給付金ですが、これは、使っている病床までなくす、入院患者が寝ているベッドを剥がすということではありませんか。必要性の高い病床こそ守る立場に立つべきではありませんか、伺います。

次に、環境政策についてであります。

温室効果ガス削減について具体的対策を求めましたが、北電の発電所から1711万トンの排出があり、この対策が要となると考えます。

2030年まで及び2050年までの発電所の在り方について、知事は、どういう方針をお持ちか、北電にどう働きかけていくつもりか、伺います。

最後に、教育問題等に関し、特別支援教育についてであります。

特別支援学校の教室不足、狭隘化について質問いたしました。

答弁は、全道の17校で112教室が不足という極めて深刻な現状が明らかとなりました。

身体的な支援のために広いスペースを必要としますが、視察した伏見支援学校は、山の斜面に建設されているために、廊下のあちこちに階段があり、行動に制約がもたらされます。

増改築に当たり、様々な条件がありますが、早急な対応が必要です。どのような対応をするのか、伺います。

次に、図書館の在り方等についてであります。

図書館の自由に関する宣言では、令状を確認した場合以外は、利用者の読書事実など、利用者の秘密を外部に漏らさないことを原則としています。令状がない場合の個人情報の提供を行わないことを職員に徹底し、宣言に沿った対応をすべきですが、教育長の見解を伺います。

憲法第35条は、「何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、（中略）令状がなければ、侵されない。」とあります。

警察の捜査が適正かどうかを司法がチェックするのが令状主義であり、この令状主義によって捜査対象者の権利が保護されています。

これまで情報提供を行ってきた苫小牧市立中央図書館は、我が党の指摘を受け、令状なしに情報提供に応じない旨、苫小牧市議会で答弁したと報道されています。

先ほど、教育長からも、原則として令状に基づき対応すべきものとの答弁がなされました。道警察は、図書館の性格及び憲法の要請から、令状に基づく対応を行うべきと強く指摘いたします。

以上、再々質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）宮川議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、東京オリンピックについてであります。東京大会の開催に際し、アスリートをはじめ、大会関係者などからも、期待や不安など、様々な声があることは承知をしております。

現在、大会組織委員会では、コロナ禍での安全、安心な大会の開催に向けて、選手や大会関係者などの感染症対策について検討を進めておまして、人との接触を最小限に抑えることなど、具体的な対策について丁寧に説明をしていただくことで、アスリートをはじめ、大会関係者の方々や国民の皆様などが抱える不安に添えていくことにつながっていくものと考えております。

道としても、大会組織委員会や札幌市などと連携をしながら、北海道・札幌マラソンフェスティバル2021などを通じて、参加者の方々の感染防止や沿道での応援対策などにしっかり取り組み、開催に向けた道民の皆様の御理解を得られるよう努めてまいります。

次に、安全な大会の開催についてであります。東京大会の開催に向けて、大会組織委員会が新型コロナウイルス感染症に対応する体制の構築を進める中で、道としては、感染症の対応に関する情報を提供し、道内の感染状況を注視しながら、本道の地域医療が確実に確保されるよう、札幌市とともに調整を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に関し、まず、今後の政策推進についてであります。感染症の流行が長期にわたり続く中、多くの皆様が日々の暮らしや将来に大きな不安を抱えているものと痛感しておまして、道民の皆様の命と暮らしを守る責務を有する知事として、厳しい状況にある事業者の方々や就業者の皆様、そして、生活に困窮されている皆様への御支援をはじめ、

各般の施策に全力で取り組んでまいります。

次に、保健所の体制についてであります。道では、これまで、保健所を、部の出先機関から地域の総合出先機関である振興局の内部組織に編入し、地域支援機能の強化を図ったほか、難病や感染症など、専門的な対応強化のため、健康推進課長を保健師とするとともに、健康危機管理を担当する保健師の配置、所内保健師の現任教育や人材育成の一元化など、その時々々の社会情勢の変化に的確に対応できるよう、体制の見直しや機能の充実に取り組んできたところであります。

また、新年度の組織機構改正において、積極的疫学調査など、感染症対策に従事する保健師を増員することとしたところであります。今後とも、道民の皆様の生命と健康を守るため、感染症対策をはじめとする保健・医療・福祉行政に求められる役割に迅速かつ的確に対応するため、保健所機能の充実に取り組んでまいります。

次に、医療提供体制の確保についてであります。脳卒中や心血管疾患などの急性期医療について、発症後、早期に適切な治療を受けることができるよう、2次医療圏内での完結を目指しますとともに、医療機関相互の連携を図り、必要な医療連携体制を確保することが重要であります。

このため、道といたしましては、脳卒中などの急性期医療を含めた救急医療体制の確保に取り組みますとともに、各圏域の地域医療構想調整会議において、急性期から在宅医療まで、バランスの取れた医療を効率的に提供する体制の構築に向け、圏域全体で必要な医療を確保するという視点に立ってしっかり議論を進め、地域における医療提供体制の確保に取り組んでまいります。

次に、地域医療構想についてであります。国の病床削減の支援給付金制度については、地域における病床機能の分化と連携を進めるためのものが対象となっております。この制度の活用にあたっては、地域医療構想調整会議において合意を得ることとされております。

道としては、今後とも、調整会議において、圏域全体で必要な医療を確保するという視点に立って議論を進めますとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の具体的な取組を支援するなどして、将来を見据えた医療提供体制の構築に向け、取り組んでまいります。

最後に、ゼロカーボンの実現に向けた取組についてであります。北海道電力株式会社が公表している2016年度の電力量のうち、7割以上が石炭火力を含む火力発電でありまして、火力発電由来の二酸化炭素排出量の削減を進めることが重要であると考えております。

このため、道としては、石炭火力発電所の高効率化等の推進や、二酸化炭素を回収して地中深くに貯留するといった、いわゆるCCSなどの二酸化炭素の排出抑制に向けた技術開発など、国が展開する様々な施策とも連動や連携を図ることと合わせ、本道の強みである豊富な再生可能エネルギーを最大限活用するという考え方を発電事業者とも共有をしながら、ゼロカーボンの実現に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 教育長。

○教育長小玉俊宏君（登壇） 宮川議員の再質問にお答えいたします。

まず、知的障がい併設校の教室不足に関する今後の対応についてであります。特別支援学校の教育環境を改善するため、国として学校に備えるべき施設を定めた設置基準の策定を予定していると承知しております。

道教委といたしましては、特別支援学校の設置基準の策定などに関する国の動向を見極めるとともに、特別支援教育に関する改善に鋭意努めてまいります。

次に、図書館の在り方等に関しまして、令状に基づかずに対応する場合についてであります。日本図書館協会では、捜査機関からの照会に応じる考え方として、令状を得る余裕や、他の代替方法がなく、人の生命、財産等の危険が認められる場合に限定されるべきと示しており、これは、重大な事件、事故につながるような緊急性が高いと認められる場合が該当するものと考えます。

私といたしましては、知る自由、表現の自由といった図書館の自由に関する宣言の理念を尊重し、実践していくことが大切であると考えております。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 宮川潤君。

○26番宮川潤君（登壇・拍手） 答弁をいただきましたが、再々質問いたします。

初めに、保健所の体制についてであります。

2010年、新型インフルエンザの総括を踏まえて、体制を強化したのかと質問しましたが、答弁は、部署の変更についてでありました。

実際は、保健所の職員は、2010年の1256人から、2020年は1076人に縮小しているのではありませんか。

私は、保健所の職員を縮小、減員したなら、率直に減員させたと認めた上で、今後は体制を強化すると言うべきだと思います。率直な総括と反省なくして、本当の改善や前進は望めないものと思うのであります。

新型インフルエンザの流行を教訓に、新たな感染症の発生前に保健所の体制強化を図ってこなかったことは問題だと考えます。感染症対策は、感染症が爆発的に流行してから慌てて手を打とうとしても遅いのであります。流行していないときにこそ進めておかななくてはなりません。

知事は、新型インフルエンザの教訓と、流行していないときこそ感染症対策を進めるべきであったことを今後に生かすおつもりか、どう考えるのか、伺います。

次に、急性期病院等の削減についてであります。

2次医療圏での医療を自給できていないところがあります。心筋梗塞や脳梗塞など、急を要する場合に遠い医療機関まで搬送しなければならないのであります。遠くまで搬送することを連携とされているようですが、幾ら連携をよくするといっても、遠くまで搬送することは、やはり時間がかかります。

脳梗塞、心筋梗塞については2次医療圏での完結を目指すとのことでありましたが、明らかに

急を要する場合は、連携ではなく、各地域での治療が不可欠であります。2次医療圏での医療全般の完結を目指すことを基本方針にすべきであります。

医師の確保、体制の構築に時間がかかるとしても、目指すべきところは、各2次医療圏での医療の完結とすべきであることを指摘しておきます。

次に、病床削減支援給付金についてであります。

病院が病床を削減せざるを得ない状況になることは、あり得ることあります。

しかし、ベッドを減らすと金を出すという仕組みは、おかしいのではないですか。しかも、1日平均実働病床数以下まで減らす、つまり、空いているベッドだけではなくて、患者が入院しているベッドまで減らすことを想定して、給付金を設定しているのではありませんか。

患者が寝ているベッドをなくすと金を出す仕組みは、間違ったやり方ではないですか。こういう給付金制度の在り方は間違いだと、知事として国に言うつもりはないのですか。少なくとも、北海道としてはこういう給付金を使うべきではありませんか。

この給付金の申請方法は、病院が都道府県に申請することになっています。北海道はこういう申請の受付をされるのですか、やめるべきではないですか、伺います。

最後に、図書館の自由に関する宣言の理念を尊重し、実践するとの答弁がありました。

本道の図書館行政に、その決意を行き渡らせていただくように期待することを申し上げて、以上、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）宮川議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、保健所の体制についてであります。道としては、感染拡大の防止はもとより、道民の皆様の健康に関わる不安解消を図る上でも、保健所機能の充実などに取り組むことが重要であると考えておまして、これまで、その時々々の社会情勢の変化に合わせて、限られた人員を有効に活用しながら、保健所の機能や組織体制について見直しを進めてきたところであります。

今後とも、道民の皆様の生命と健康を守るため、新型コロナウイルス感染症のような喫緊の課題などにも迅速かつ的確に対応し、その機能を十分発揮できるよう、地域保健の拠点としての保健所機能の充実に鋭意取り組んでまいります。

次に、病床削減の支援給付金制度についてであります。地域医療構想調整会議の合意を得て、病床の削減を行う病院の再編や統合などに伴う必要な費用を支援するものであります。

地域における病床機能の分化、連携を進める上で、医療機関への支援につながっているものと認識をしております。

道としては、今後とも、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の具体的な取組を支援するなどし、将来を見据えた医療提供体制の構築に向け、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 宮川潤君の質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これをもって質疑並びに質問を終結いたします。

1. 予算特別委員会の設置

1. 議案の予算特別委員会付託

○議長村田憲俊君 お諮りいたします。

日程第1のうち、議案第1号ないし第18号、第21号及び第47号ないし第62号については、本議会に46人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長村田憲俊君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

（上の議案付託一覧表は巻末議案の部に掲載する）

1. 予算特別委員の選任

○議長村田憲俊君 お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長村田憲俊君 御異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

（上の委員名簿は巻末その他に掲載する）

1. 議案の少子・高齢社会対策特別委員会及び人口減少問題・地方分権改革等調査特別委員会付託

○議長村田憲俊君 お諮りいたします。

議案第26号及び第28号については少子・高齢社会対策特別委員会に、議案第42号については人口減少問題・地方分権改革等調査特別委員会にそれぞれ付託することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長村田憲俊君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

（上の議案付託一覧表は巻末議案の部に掲載する）

1. 議案の常任委員会付託

○議長村田憲俊君 次に、残余の案件につきましては、お手元に配付の議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

（上の議案付託一覧表は巻末議案の部に掲載する）

○議長村田憲俊君 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

3月15日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時33分散会